

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を改正する告示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号又は口に掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

(1)～(8) (略)
(削る)
(9)～(16) (略)

二 (略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号又は口に掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

(1)～(8) (略)
(削る)
(10)～(17) (略)

二 (略)

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示）
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示）

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百七十九号）を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品第一号中「[16]」を「[15]」に改める。

附 則

この告示は、令和八年一月六日から適用する。

○厚生労働省告示第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月六日から適用する。

令和八年一月五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

別表

改 正 後

別表

改 正 前

正 前

別表

一般名 適用日

（削る）

（略） (削る)

セイヨウトチノキ種子エキス

（略）

プロビベリン

令和八年一月六日

（傍線部分は改正部分）

一般名	適用日
（削る）	（削る）
（略）	（略）
セイヨウトチノキ種子エキス	（略）

一般名	適用日
ペボタスチン	令和六年十二月十日
（略）	（略）
セイヨウトチノキ種子エキス	（新設）

そ の 他 告 示

○財務省告示第1号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第一号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月五日

財務大臣 片山彰一郎

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・3年）	第151回	136,010,000円	135,955,832円
"	第152回	71,030,000円	71,001,714円
"	第153回	133,310,000円	133,256,908円
"	第154回	162,000,000円	161,935,476円
"	第155回	154,330,000円	154,268,536円
"	第156回	219,180,000円	219,092,698円
"	第157回	474,120,000円	473,931,140円
"	第158回	317,360,000円	317,233,594円
"	第159回	93,610,000円	93,572,728円
"	第160回	150,030,000円	149,970,242円
"	第161回	197,970,000円	197,828,060円
"	第162回	150,510,000円	150,282,138円
"	第163回	153,350,000円	153,288,930円
"	第164回	118,190,000円	118,142,932円
"	第165回	156,340,000円	156,277,732円
"	第166回	129,510,000円	129,344,916円
"	第167回	515,520,000円	514,780,628円
"	第168回	158,760,000円	158,395,180円
"	第169回	508,910,000円	507,292,450円
"	第170回	451,250,000円	449,883,630円
"	第171回	323,500,000円	322,782,266円
"	第172回	1,232,100,000円	1,228,369,220円
"	第173回	3,391,940,000円	3,382,748,797円
"	第174回	59,000,000円	58,753,689円
"	第175回	17,000,000円	16,921,917円

"	第177回	30,000,000円	29,865,079円
"	第178回	100,000,000円	99,531,810円
"	第179回	50,000,000円	49,825,297円
"	第180回	5,000,000円	4,984,450円
"	第181回	8,000,000円	7,975,413円
"	第185回	48,140,000円	48,136,004円
個人向け利付国庫債券（固定・5年）	第117回	56,300,000円	56,277,578円
"	第118回	66,100,000円	66,073,678円
"	第119回	68,100,000円	68,072,876円
"	第120回	41,400,000円	41,383,514円
"	第121回	139,000,000円	138,944,634円
"	第122回	95,410,000円	95,371,998円
"	第123回	103,140,000円	103,098,924円
"	第124回	91,100,000円	91,063,718円
"	第125回	114,800,000円	114,754,282円
"	第126回	187,800,000円	187,725,206円
"	第127回	170,990,000円	170,921,894円
"	第128回	71,700,000円	71,671,448円
"	第129回	124,850,000円	124,800,272円
"	第130回	210,360,000円	210,276,208円
"	第131回	179,330,000円	179,258,578円
"	第132回	173,600,000円	173,530,858円
"	第133回	88,510,000円	88,474,756円
"	第134回	81,400,000円	81,367,586円
"	第135回	140,840,000円	140,783,906円
"	第136回	181,040,000円	180,967,890円
"	第137回	209,100,000円	209,016,712円
"	第138回	181,340,000円	181,267,772円
"	第139回	125,910,000円	125,859,858円
"	第140回	140,500,000円	140,444,040円

"	第141回	174,020,000円	173,922,984円
"	第142回	696,180,000円	695,181,546円
"	第143回	554,150,000円	553,487,712円
"	第144回	1,091,030,000円	1,089,465,236円
"	第145回	614,310,000円	613,624,762円
"	第146回	246,210,000円	246,033,482円
"	第147回	248,190,000円	248,071,364円
"	第148回	117,940,000円	117,893,030円
"	第149回	673,710,000円	672,958,522円
"	第150回	704,900,000円	703,720,528円
"	第151回	1,242,930,000円	1,239,661,708円
"	第152回	946,650,000円	943,481,910円
"	第153回	786,120,000円	784,554,018円
"	第154回	561,050,000円	560,245,352円
"	第155回	530,000,000円	528,944,232円
"	第156回	751,470,000円	749,494,016円
"	第157回	1,873,670,000円	1,868,295,262円
"	第158回	1,095,590,000円	1,091,683,121円
"	第159回	1,576,930,000円	1,569,536,733円
"	第160回	1,693,280,000円	1,685,049,563円
"	第161回	638,480,000円	636,506,769円
"	第162回	2,528,490,000円	2,518,214,713円
"	第163回	6,563,190,000円	6,539,132,984円
"	第164回	22,000,000円	21,893,653円
"	第165回	20,000,000円	19,890,515円
"	第166回	3,000,000円	2,984,696円
"	第167回	38,000,000円	37,800,606円
"	第168回	5,000,000円	4,974,262円
"	第169回	9,000,000円	8,957,602円
"	第171回	2,000,000円	1,993,316円
"	第172回	10,000,000円	9,971,332円
"	第175回	119,000,000円	118,988,068円

個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第69回	104,830,000円	104,245,290円
"	第70回	103,520,000円	102,913,719円
"	第71回	8,960,000円	8,908,602円
"	第72回	252,490,000円	250,950,876円
"	第73回	143,890,000円	143,108,884円
"	第74回	69,440,000円	69,102,479円
"	第75回	50,120,000円	49,840,453円
"	第76回	71,160,000円	70,743,251円
"	第77回	10,750,000円	10,688,333円
"	第78回	186,670,000円	185,532,098円
"	第79回	143,560,000円	142,837,633円
"	第80回	52,650,000円	52,394,093円
"	第81回	245,710,000円	244,339,476円
"	第82回	305,990,000円	304,197,909円
"	第83回	815,850,000円	811,169,269円
"	第84回	94,520,000円	93,943,843円
"	第85回	83,590,000円	83,114,694円
"	第86回	88,670,000円	88,239,017円
"	第87回	265,490,000円	264,009,149円
"	第88回	136,030,000円	135,233,319円
"	第89回	91,300,000円	90,776,200円
"	第90回	144,250,000円	143,370,694円
"	第91回	137,630,000円	136,828,566円
"	第92回	136,940,000円	136,274,389円
"	第93回	106,330,000円	105,736,938円
"	第94回	69,690,000円	69,281,860円
"	第95回	145,130,000円	144,297,381円
"	第96回	250,000,000円	248,476,069円
"	第97回	235,460,000円	234,130,150円
"	第98回	239,370,000円	238,206,505円

"	第99回	357,520,000円	355,525,807円
"	第100回	219,050,000円	217,767,105円
"	第101回	326,590,000円	324,716,299円
"	第102回	293,530,000円	291,740,716円
"	第103回	653,250,000円	649,452,039円
"	第104回	206,780,000円	205,774,919円
"	第105回	368,800,000円	366,742,895円
"	第106回	229,560,000円	228,215,551円
"	第107回	451,320,000円	448,730,701円
"	第108回	354,970,000円	352,806,189円
"	第109回	420,680,000円	418,278,382円
"	第110回	411,460,000円	409,460,015円
"	第111回	487,000,000円	484,283,586円
"	第112回	532,100,000円	528,983,644円
"	第113回	544,100,000円	540,978,385円
"	第114回	477,780,000円	474,867,551円
"	第115回	499,380,000円	496,688,739円
"	第116回	476,290,000円	473,974,900円
"	第117回	540,850,000円	537,833,223円
"	第118回	569,790,000円	566,452,893円
"	第119回	714,050,000円	709,953,331円
"	第120回	1,634,240,000円	1,624,277,906円
"	第121回	107,630,000円	106,988,483円
"	第122回	64,640,000円	64,325,820円
"	第123回	55,760,000円	55,448,990円
"	第124回	59,760,000円	59,410,017円
"	第125回	67,890,000円	67,500,518円
"	第126回	572,040,000円	568,552,950円
"	第127回	484,030,000円	481,322,355円
"	第128回	268,170,000円	266,866,530円

"	第129回	466,250,000円	463,649,331円
"	第130回	322,000,000円	320,114,139円
"	第131回	409,610,000円	407,260,000円
"	第132回	669,560,000円	665,478,490円
"	第133回	419,980,000円	417,529,402円
"	第134回	303,520,000円	302,044,688円
"	第135回	1,379,300,000円	1,371,606,391円
"	第136回	312,040,000円	310,212,482円
"	第137回	229,740,000円	228,421,955円
"	第138回	396,400,000円	393,983,638円
"	第139回	373,240,000円	371,105,295円
"	第140回	370,680,000円	368,878,253円
"	第141回	706,410,000円	702,469,744円
"	第142回	640,490,000円	636,738,826円
"	第143回	1,048,570,000円	1,042,554,127円
"	第144回	882,270,000円	876,891,876円
"	第145回	901,760,000円	896,581,055円
"	第146回	1,575,000,000円	1,567,344,364円
"	第147回	962,140,000円	956,773,320円
"	第148回	1,205,510,000円	1,198,449,628円
"	第149回	621,960,000円	618,391,714円
"	第150回	748,300,000円	743,738,554円
"	第151回	933,960,000円	928,620,858円
"	第152回	833,780,000円	829,727,236円
"	第153回	716,450,000円	712,453,747円
"	第154回	1,469,620,000円	1,461,012,794円
"	第155回	1,165,080,000円	1,158,395,702円
"	第156回	1,000,570,000円	994,470,747円
"	第157回	798,020,000円	793,300,155円
"	第158回	1,010,920,000円	1,006,006,214円

○国土交通省告示第一号

利尻空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

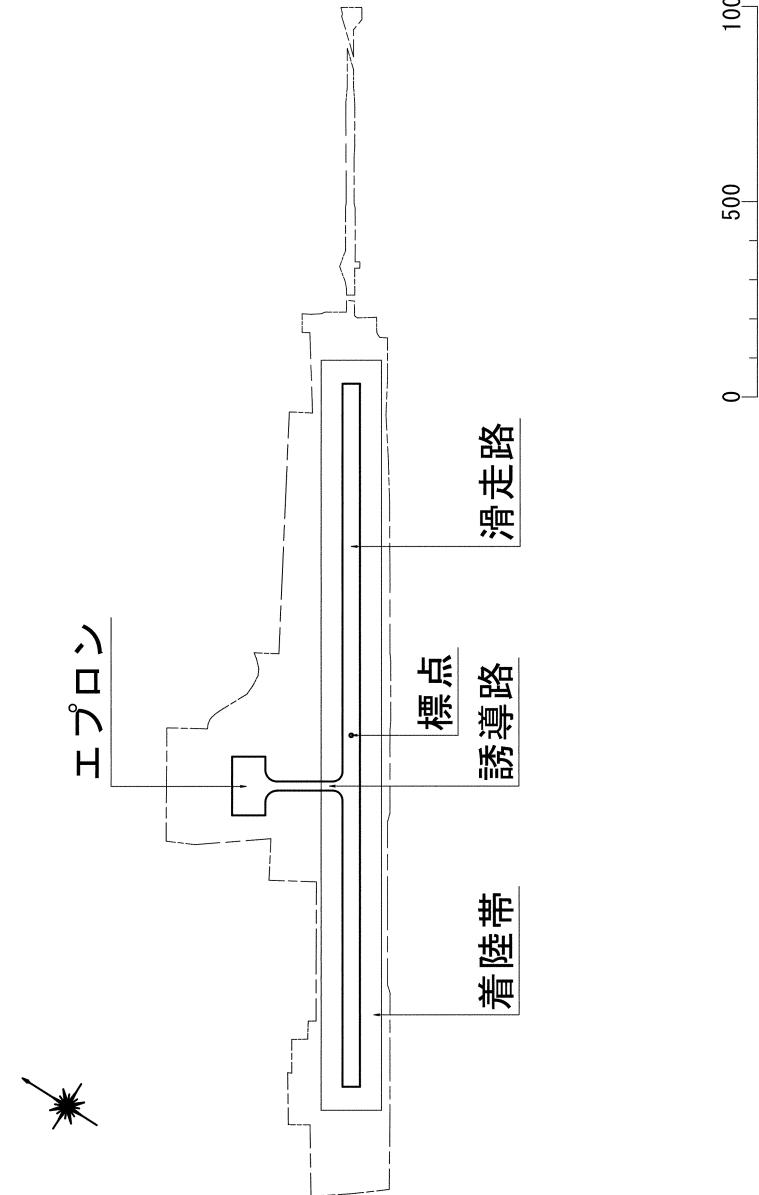
令和八年一月五日 国土交通大臣 金子 榮之
設置者の氏名及び住所 北海道 北海道札幌市中央区北二条西六丁目

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

（注）空港の範囲を示す詳細図を北海道厅において観覧に供する。

"	第159回	1,041,340,000円	1,035,531,558円
"	第160回	838,300,000円	833,390,308円
"	第161回	1,172,080,000円	1,165,355,567円
"	第162回	1,151,470,000円	1,144,450,863円
"	第163回	1,639,140,000円	1,629,694,435円
"	第164回	989,320,000円	984,511,234円
"	第165回	1,087,400,000円	1,081,334,642円
"	第166回	1,160,600,000円	1,153,802,677円
"	第167回	1,440,030,000円	1,431,768,221円
"	第168回	671,730,000円	667,635,297円
"	第169回	1,809,280,000円	1,799,005,677円
"	第170回	1,217,010,000円	1,211,124,868円
"	第171回	2,114,590,000円	2,102,827,023円
"	第172回	2,015,230,000円	2,003,427,266円
"	第173回	1,248,610,000円	1,241,479,803円
"	第174回	1,452,090,000円	1,443,238,343円
"	第175回	2,598,930,000円	2,583,397,963円
"	第177回	97,200,000円	96,578,392円
"	第178回	5,000,000円	4,971,548円
"	第182回	1,000,000円	996,548円
"	第183回	3,000,000円	2,988,494円
"	第185回	10,000,000円	9,979,006円
"	第187回	125,250,000円	125,238,882円
合 計		102,895,810,000円	102,431,396,107円

別図 利尻空港



○国土交通省告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第三項及び第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和八年一月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表

(略)		名 称	住 所	指 定 区 分	業 务 区 域	確 認 檢 查 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	確 認 檢 查 の 業 務 の 開 始 の 日
社	日本ER I 株式会社	号	東京都港区赤坂八丁目二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日
八	盛岡支店	八	岩手県盛岡市中央通り一丁目七番地二十五号	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
二	仙台支店	二	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
木	つくば支店	木	茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
ト	宇都宮支店	ト	栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
チ	さいたま支店	チ	群馬県高崎市栄町十六番十一号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
大	大宮区桜木町一丁目九番一号	ト	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日

改正前

別表

(略)		名 称	住 所	指 定 区 分	業 务 区 域	確 認 檢 查 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	確 認 檢 查 の 業 務 の 開 始 の 日
社	日本ER I 株式会社	号	東京都港区赤坂八丁目二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日
八	盛岡支店	八	岩手県盛岡市中央通り一丁目七番地二十五号	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
二	仙台支店	二	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
木	つくば支店	木	茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
ト	宇都宮支店	ト	栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
チ	さいたま支店	チ	群馬県高崎市栄町十六番十一号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日
大	大宮区桜木町一丁目九番一号	ト	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十号	イ 確認検査本部 東京都港区赤坂八丁目二十四号	平成十二年十月二十日	月二十日

国土交通大臣 金子 恒之

リ 千葉支店 千葉	県千葉市中央区新 町三番地十三
ヌ 東京支店 東京	都千代田区神田須 田町二丁目六番六
号 立川支店 東京	都立川市錦町三丁 目五番二十二号
ヲ 横浜支店 神奈	川県横浜市西区高 島二丁目六番三十 二号
削る	(削る)

リ 千葉支店 千葉	県千葉市中央区新 町三番地十三
ヌ 東京支店 東京	都中央区日本橋一 丁目十六番十一号
ル 立川支店 東京	都立川市錦町三丁 目五番二十二号
ヲ 横浜支店 神奈	川県横浜市西区高 島二丁目六番三十 二号
ワ 厚木支店 神奈	川県厚木市中町二 丁目六番十号
力 金沢支店 新潟	県新潟市中央区東 大通二丁目三番十 一号
ヨ 金沢市西念 一丁	県金沢市西念一丁 目九番三号
タ 松本支店 長野	県長野市西後町千 五百九十七番地一
レ 静岡支店 静岡	県静岡市駿河区森 下町四番三十号
ソ 名古屋支店 愛	知県名古屋市中村 区名駅三丁目二十 五番九号
ツ 三重支店 三重	県津市羽所町七百 五百三十五
ネ 京都支店 京都	府京都市中京区烏 丸通押小路上る秋
番地	野々町五百三十五

ラ 大阪支店 大阪 府大阪市中央区本 町三丁目五番七号	神戸支店 兵庫 県神戸市中央区小 野柄通七丁目一番
ム 岡山支店 岡山 県岡山市北区新屋 敷町一丁目一番十 八号	ウ 広島支店 広島 県広島市中区八丁 堀十四番四号 牛 山口支店 山口 県山口市小郡高砂 町一番八号
一号	ウ 広島支店 広島 県広島市中区八丁 堀十四番四号 牛 山口支店 山口 県山口市小郡高砂 町一番八号

才|| 松山支店 愛媛
県松山市三番町七
丁目一番地二十一
丁自一
号

ノ|| 高松支店 香川
県高松市番町二丁
目十七番十五号

ク|| 福岡支店 福岡
県福岡市博多区博
多駅前二丁目二番
一号

ヤ|| 北九州支店 福
岡県北九州市小倉
北区浅野三丁目八
番一号

ケ|| 熊本支店 熊本
県熊本市中央区水
道町三番二十二号
番地五

ラ 大阪支店 大阪 府大阪市中央区本 町三丁目五番七号	神戸支店 兵庫 県神戸市中央区小 野柄通七丁目一番
ム 岡山支店 岡山 県岡山市北区新屋 敷町一丁目一番十 八号	ウ 広島支店 広島 県広島市中区八丁 堀十四番四号 牛 山口支店 山口 県山口市小郡高砂 町一番八号
一号	ウ 広島支店 広島 県広島市中区八丁 堀十四番四号 牛 山口支店 山口 県山口市小郡高砂 町一番八号

才|| 松山支店 愛媛
県松山市三番町七
丁目一番地二十一
丁自一
号

ノ|| 高松支店 香川
県高松市番町二丁
目十七番十五号

ク|| 福岡支店 福岡
県福岡市博多区博
多駅前二丁目二番
一号

ヤ|| 北九州支店 福
岡県北九州市小倉
北区浅野三丁目八
番一号

ケ|| 熊本支店 熊本
県熊本市中央区水
道町三番二十二号
番地五

株式会社 東日本住 宅評価セ ンター		(略)	
神奈川県横 浜市鶴見区 番五号	丁目三十三 号に掲げる区分	北海道札 幌市、小 樽市、岩 見沢市、 苦小牧 市、江別 市、千歳 市、恵庭 市、北広 島市、石 狩市、石 狩郡当別 狩郡當別	イ 本店 神奈川県 横浜市鶴見区鶴 見番五号
千葉県 木県 埼玉県 群 茨城県 福島県 宮城県 岩手県 山形県 福島県 茨城県 埼玉県 群 千葉県 東京支店常總 事務所 茨城県守 谷市中央四丁目十 三番十七号	新篠 津村、余 市郡余市 並びに夕 郡南幌町 張郡由仁 町、空知 町、長沼 町及び栗 山町、岩 手県、宮 城県、山 形県、福 島県、茨 城県、栃 木県、千 葉県、馬 県、埼 玉県、東 京支店常總 事務所 茨城県守 谷市中央四 丁目十 三番十七号	二 東北支店郡山事 務所 福島県郡山 市神明町七番地一 号 八 東北支店 県仙台市青葉区中 央二丁目八番十三 号 二 東北支店郡山事 務所 北海道札幌 市中央区北一条東 二丁目五番二号 八 埼玉支店 県さいたま市北区 宮原町二丁目十八 番七号 ト 東関東支店 千葉県千葉市花見川 区幕張本郷一丁目 二番二十四号	フ 大分支店 県大分市金池町二 丁目一番十六号 コ 鹿児島支店 鹿児島市西 田一丁目五番一号 月二十日 平成十二年十 月二十日

株式会社 東日本住 宅評価セ ンター		(略)			
神奈川県横 浜市鶴見区 番五号	丁目三十三 三番五号	北海道札 幌市、小 樽市、岩 見沢市、 苦小牧、 幌市、登別 市、江別 市、千歳 市、北広 市、恵庭 狩市、余 市、郡余市 町、空知 郡南幌町 並びに夕 張郡長沼 町及び栗 山町、岩 手県、宮 城県、山 形県、福 島県、茨 城県、栃 木県、群 馬県、埼 玉県、千 葉県、東 京都、島 しょ部を 除く。),	省令第十五条各 号に掲げる区分	イ 本店 神奈川県 横浜市鶴見区鶴 中央四丁目三十三 番五号	平成十二年十 月二十日
ト 東関東支店 千 番七号	二 東北支店郡山事 務所 福島県郡山 市神明町七番地一 ホ 東北支店札幌事 務所 北海道札幌 市中央区北一条東 二丁目五番二号	八 東北支店 県仙台市青葉区中 央三丁目八番十三 号	コ 大分支店 県大分市金池町二 丁目一番十六号 工 鹿児島支店 田一丁目五番一号	鹿児島県鹿児島市西 田一丁目五番一号	
チ 東関東支店 事務所 茨城県守 谷市中央四丁目十 三番十七号	ト 千葉県千葉市花見川 区幕張本郷一丁目 二番二十四号	ト 東北支店郡山事 務所 福島県郡山 市神明町七番地一 ホ 東北支店札幌事 務所 北海道札幌 市中央区北一条東 二丁目五番二号	二 東北支店 県さいたま市北区 宮原町二丁目十八 番七号	二 東北支店 県さいたま市北区 宮原町二丁目十八 番七号	

建築確認 GA I建 株式会社	(略)	本 横浜事務所 奈川県横浜市西区 高島二丁目十九番 十二号 名古屋事務所 愛知県名古屋市中 区栄四丁目一番八 号
七号 丁目 市原町田一 七 七番十	東京都町田	ト 大阪事務所 大阪府大阪市中央区 南本町四丁目二番 二十一号 チ 福岡事務所 福岡県福岡市中央区 天神一丁目一番一 号
第十四号までに 掲げる区分 及び第九号から 第七号、第八号	省令第十五条第 一号、第二号、 第三号、第四号、 第五号、第六号、 第七号、第八号	リ 神戸三ノ宮事務 所 兵庫県神戸市 中央区三宮町一丁 目一番一号 ヌ 札幌アイアンド アイ事務所 北海道札幌市中央区北 二条西一丁目一番一 号
埼玉県、 群馬県、 栃木県、 茨城県、 福島県、 山形県、 宮城県、 岩手県、	東京都町田市原町田 一丁目七番十七号	ル 広島事務所 広島県広島市中区胡 町四番二十一号 ヲ 名古屋駅前事務 所 愛知県名古屋 市中村区名駅四丁 目六番十七号
平成二十六年 四月四日		ト 大阪事務所 大阪府大阪市中央区 南本町四丁目二番 二十一号 チ 福岡事務所 福岡県福岡市中央区 天神一丁目一番一 号

会社 タ 株式 検査セン AI 確認	(略)	本 横浜事務所 奈川県横浜市西区 高島二丁目十九番 十二号 名古屋事務所 愛知県名古屋市中 区栄四丁目一番八 号
七号 丁目 市原町田一 七 七番十	東京都町田	ト 大阪事務所 大阪府大阪市中央区 南本町四丁目二番 二十一号 チ 福岡事務所 福岡県福岡市中央区 天神一丁目一番一 号
第十四号までに 掲げる区分 及び第九号から 第七号、第八号	省令第十五条第 一号、第二号、 第三号、第四号、 第五号、第六号、 第七号、第八号	リ 神戸三ノ宮事務 所 兵庫県神戸市 中央区三宮町一丁 目一番一号 ヌ 札幌アイアンド アイ事務所 北海道札幌市中央区北 二条西一丁目一番一 号
埼玉県、 群馬県、 栃木県、 茨城県、 福島県、 山形県、 宮城県、 岩手県、	東京都町田市原町田 一丁目七番十七号	ル 広島事務所 広島県広島市中区胡 町四番二十一号 ヲ 名古屋駅前事務 所 愛知県名古屋 市中村区名駅四丁 目六番十七号
平成二十六年 四月四日		ト 大阪事務所 大阪府大阪市中央区 南本町四丁目二番 二十一号 チ 福岡事務所 福岡県福岡市中央区 天神一丁目一番一 号

(略)		(略)		別表		(略)		株式会社		J建築検査セントラル		東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号		省令第十五条各号に掲げる区分		(略)			
								番号	指定	適合性判定機関の名称	指定構造計算	住 所	業務区域	指定をした日	指定の有効期間				
<p>○国土交通省告示第三号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の五第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。</p>																			
十一 リタスジャパン株式会社	丁目六番二号 区みなとみらい四 神奈川県横浜市西	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	改 正 後	改 正 前	改 正 前	改 正 後	イ 濱口二丁目十三番九号 都渋谷区渋谷一丁 府大阪市中央区北 二丁目十番十号 大阪支店	イ 濱口二丁目十三番九号 都渋谷区渋谷一丁 府大阪市中央区北 二丁目十番十号 大阪支店	イ 濱口二丁目十三番九号 都渋谷区渋谷一丁 府大阪市中央区北 二丁目十番十号 大阪支店	イ 濱口二丁目十三番九号 都渋谷区渋谷一丁 府大阪市中央区北 二丁目十番十号 大阪支店	千葉県、 東京都 (島しょ 部を除く。) 及び 神奈川県 の全域	千葉県、 東京都 (島しょ 部を除く。) 及び 神奈川県 の全域		
<p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>																			
十一 リタスジャパン株式会社	地 区山下町二十二番 神奈川県横浜市中	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	改 正 前	改 正 前	改 正 前	改 正 前	二 県福岡市中央区天 神一丁目三番三十 八号	二 県福岡市中央区天 神一丁目三番三十 八号	二 県福岡市中央区天 神一丁目三番三十 八号	二 県福岡市中央区天 神一丁目三番三十 八号	千葉県、 東京都 (島しょ 部を除く。) 及び 神奈川県 の全域	千葉県、 東京都 (島しょ 部を除く。) 及び 神奈川県 の全域		

国土交通大臣 金子 恭之

公 告

細 摘 報

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2767号

名古屋市熱田区野立町字下川田4100番地の12
債務者 合同会社今井設備
代表者代表社員 今井 英樹
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 船野 徹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年2月24日午後2時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6118号

大阪市此花区四貫島2丁目7番4号
債務者 株式会社キヨウ
代表者代表取締役 三木 京子
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 足立 賢介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月2日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6161号

大阪府守口市南寺方東通5丁目11番2号
債務者 株式会社みんないい
代表者代表取締役 物河やよい
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 祐樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月9日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第63号

兵庫県豊岡市下陰9番地の3、商業登記簿上の住所兵庫県豊岡市高屋923番地の8
債務者 有限会社アイビープラン
代表者代表取締役 池畠 和男
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 衣笠 謙三
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月10日午前11時40分

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第51号

香川県観音寺市高屋町877番地2
債務者 株式会社華都
代表者代表取締役 田井伊都子
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秋月 智美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月10日午前10時

高松地方裁判所観音寺支部

令和7年(フ)第533号

鹿児島市谷山中央3丁目4776番地1
債務者 有限会社麦と卵
代表者代表取締役 池田 博基
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 大觀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月10日午前11時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第1597号

埼玉県志木市柏町1丁目9番41号パークハイムC101号
債務者 株式会社ViNK
代表者代表取締役 池ノ内 健
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 武藤 洋善
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月11日午後3時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1139号

京都市山科区川田菱尾田19-30
債務者 株式会社find house
代表者代表取締役 小島 弘次
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 拾井 央雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月11日午後2時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第94号

新潟県三条市東本成寺8番55号
債務者 株式会社GM crest
代表者代表取締役 蒲澤 大輝
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月12日午後2時30分

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第5680号

大阪市中央区内久宝寺町4丁目3番8号
債務者 株式会社ヨシノ
代表者代表取締役 蘭 健一郎
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 隼平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月12日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第452号

岐阜市水主町1丁目176番地の2
債務者 FELISTELL A株式会社
代表者代表取締役 木下 貴之
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田 恵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月13日午前11時

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第78号

秋田県能代市常盤字道下28番地1
債務者 有限会社東京リード
代表者取締役 佐藤 一夫

1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月16日午前11時
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第274号

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿2073番地5
債務者 株式会社eスマイル
代表者代表取締役 笹谷 和弘
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高山 雄介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月16日午前11時30分
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第716号

岡山県備前市穗浪2543番地111
債務者 株式会社上浦
代表者代表取締役 岡本 泰宏
1 決定年月日時 令和7年12月15日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 曜生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月17日午前10時50分
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第185号

福島市伏拝字内田31番地の4
債務者 株式会社藤医療工事
代表者代表取締役 齋藤 篤
1 決定年月日時 令和7年12月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡辺慎太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月18日午後1時30分
福島地方裁判所

令和7年(フ)第749号

岡山県倉敷市玉島中央町1丁目22-5
債務者 株式会社EIJIN WORLD
代表者代表取締役 永島 武士
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水野 高徳
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月18日午後3時10分
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第1092号 堺市堺区神明町東2丁2番13号 債務者 有限会社高岡製餡 代表者取締役 高岡 勝 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 幸治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 重長 孝志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	令和7年(フ)第2008号 埼玉県戸田市下前2丁目12番13-501号 債務者 宮原 博 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩野 和宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2931号 横浜市南区中村町1丁目24番地4 コーポマキ2F 債務者 斎藤まさみ 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米村 俊彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第824号 埼玉県三郷市鷹野2丁目339番地2 債務者 金澤組株式会社 代表者代表取締役 金澤 志郎 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大木 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後3時10分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第29号 茨城県常陸大宮市上村田329番地の5 パス トラル三番館101 債務者 片岡 正彦 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 雅子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第2059号 埼玉県志木市上宗岡4丁目11番53号 債務者 鈴木 陽子 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲里 建良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第237号 奈良県磯城郡川西町大字結崎1320番地の2 サニーコート觀世A201号 債務者 松本 真実 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西井 宏明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第1450号 宮城県角田市島田字御蔵林3番地の2 債務者 株式会社ヒロキ 代表者代表取締役 沢 浩一 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関野 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第1836号 さいたま市浦和区前地1丁目10番26-1号 債務者 大野 洋之 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 英功 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第716号 相模原市南区東林間2丁目1番15号 サバーブ東林間306 債務者 北田 将大 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇田川 隼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第143号 鳥取県境港市森岡町716番地2 債務者 安達 淳吾 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住 真介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第6120号 大阪市城東区東中浜6丁目14番27号 債務者 有限会社黒潮食品 代表者代表取締役 浅田 大介 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八城 武夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1837号 さいたま市浦和区前地1丁目10番26-1号 債務者 大野 麻美 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 英功 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第97号 佐賀県唐津市和多田海士町2番37号 債務者 川上 紀夫 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前11時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 染谷 悅之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(フ)第152号 鳥取県米子市旗ヶ崎4丁目1番25号 101号 債務者 中島乾次郎(旧姓末菱) 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青戸 光一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後0時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第3014号 愛知県津島市中一色町柳原82番地、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座2丁目13番20号 債務者 有限会社エーエスピー・インターナショナル 代表者代表取締役 奥山 哲司			

令和7年(フ)第2020号	札幌市厚別区厚別西4条1丁目10番4-904号 債務者 浦部 祐宏 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅野 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第3336号	青森県東津軽郡平内町大字口広字左工門次郎30番地6 債務者 太田 義文 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乙山 直美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第296号	愛知県一宮市大和町毛受字宮東81番地 エクセラヌス一宮203号 債務者 西田 雅洋 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平尾 憲一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第1421号	京都市右京区西京極三反田町1番地 西京極団地4号棟207 債務者 S3colorこと 松崎 加奈 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳安 勇佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第3018号	名古屋市緑区四本木505番地 ライオンズマンション左京山第3 302号、従前の住所愛知県豊明市新栄町3丁目332番地1 債務者 山本 寛二 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梶田 晋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第5335号	大阪市中央区博労町4丁目3番1号 ディアコート船場601号 債務者 高原 敦誉 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河田 映子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5336号	大阪市中央区博労町4丁目3番1号 ディアコート船場601号 債務者 ラヴィクレールこと 高原 祥子 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河田 映子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1064号	堺市中区新家町604番地11 債務者 鹿喰 清一 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 周一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第29号	奈良県吉野郡天川村沢原101、住民票上の住所奈良県吉野郡下市町大字広橋1046番地 債務者 福上仁一朗 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福嶋 伸一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 奈良地方裁判所五條支部
令和7年(フ)第37号	大分県竹田市大字入田560番地1 大津英治方 債務者 大津 咲子 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 利光 宏司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大分地方裁判所竹田支部破産再生係
令和7年(フ)第782号	埼玉県越谷市東大沢2丁目17番地9 七ジュール村山105 債務者 宗形 重樹 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古谷 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後3時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第305号	長崎県長崎市浜町2番10-402号 債務者 アウルこと 松尾 麻水 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤森 弘行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第13号	北海道網走市字卯原内77番地の8 債務者 若森 弘美 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒永 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 釧路地方裁判所網走支部破産係

令和7年(フ)第310号
愛知県一宮市長島町1丁目27番地 メゾン森
203号
債務者 家田 杏路
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上野 泰好
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月18日午前11時15分
5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第316号
北海道雨竜郡沼田町緑町1番64号 自衛隊官
舎 206号
債務者 久本 伸生
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 大晋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月12日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2971号
名古屋市中区丸の内3丁目9番14号 シティ
ハイツ松葉603号、従前の住所愛知県清須市
鍋片2丁目261番地 ファミール新川B105
債務者 大西 和美
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 後藤 謙治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月19日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第35号
富山県魚津市青島161-9 ラパンⅢ 105、
住民票上の住所富山県富山市城川原三丁目3
番40-412号 信開ドムス城川原
債務者 高澤 明
1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 大記
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月16日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和7年(フ)第160号
岐阜県大垣市島町291番地 カーサプローテ
B 201、前住所岐阜県養老郡養老町大巻
1070番地2
債務者 萩西めぐみ
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾沢 勇紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月12日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第383号
岩手県八幡平市田頭第17地割105番地1
債務者 渡邊 美桜
1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡辺 正和
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月17日午前11時40分
5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第426号
相模原市中央区淵野辺4丁目12番20-405号
債務者 山口 陽一
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 孝佳
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月11日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第730号
静岡県焼津市小屋敷247番地 サンライズ
94 1F
債務者 澤田美日子
1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小池 賢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月11日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第429号
静岡県沼津市東椎路229番地の2
債務者 森 芳博
1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾沢 勇紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月12日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第171号
山口県宇部市大字中山612番地2、前住所山
口県宇部市東琴芝2丁目1番13号
債務者 高橋成玉ことKIM SUNGOKこ
と 金 成玉
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 琢治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月16日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第2984号
横浜市港北区高田西2丁目22番16号
債務者 黒島 愛梨
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 片桐 久充
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月25日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第567号
相模原市南区大野台1丁目12番9-1号 ブ
リーゼ301、申立時の住所相模原市南区大野
台1丁目22番13号
債務者 新田 龍一
1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 多湖 翔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月25日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第705号
相模原市緑区西橋本1丁目8番26号 アンリ
シェール橋本B203
債務者 須貝 貴浩
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長南 悠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月25日午後1時45分
5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第2145号
東京都国立市東2丁目8番地の23 クレール
鳩の湯301、旧住所東京都中野区中央5丁目
17番1-1002号
債務者 北井 淳一
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福村 武雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月13日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第241号
長野市大字高田789番地1、旧住所長野市大
字安茂里714番地2
債務者 宮坂 都利
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山 耕平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月16日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第632号
埼玉県春日部市一ノ割3丁目13番72号 サン
モール山崎306
債務者 大坂 恵美(旧姓齋藤)
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮内 法男
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月17日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第287号

盛岡市城西町7番33号

債務者 宮崎 信行

- 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉江 暢洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第421号

静岡県伊東市川奈1354番地の2

債務者 中道 賴子

- 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠起
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第572号

愛知県岡崎市日名西町3番地13 メゾン宝佳B-102、前住所神戸市兵庫区三川口町3丁目3番10-708号

債務者 水沼 修斗

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第643号

愛知県刈谷市司町7丁目12番地 レオパレスツカサ204号

債務者 杉浦佳代子

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第2080号

埼玉県幸手市東5丁目14番1号

債務者 大塚 千草

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1238号

札幌市白石区東札幌3条3丁目2番15-213号

債務者 田中 輝美

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2227号

北海道千歳市末広3丁目2番5号 ハウス

トックN.o. 1-102号

債務者 小澤 美奈

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2002号

札幌市北区北31条西6丁目2番32号 中森ハイツ3号、申立時の住所札幌市中央区北6条西11丁目19番地1 カトレアパークイレブン102号

債務者 鈴木 祥哲

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2141号

札幌市豊平区美園7条6丁目1番28-103号

債務者 矢藤 梨沙

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2173号

札幌市西区八軒9条東4丁目4番6号 ハイム舟津105号

債務者 竹中 雅史

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2227号

北海道千歳市末広3丁目2番5号 ハウス

トックN.o. 1-102号

債務者 小澤 美奈

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2281号

札幌市北区北35条西9丁目1番15号 ロイヤルコート南麻生A3号

債務者 馬場 広史

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2333号

札幌市中央区南12条西12丁目1番3-206号

債務者 松山 祐加

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2295号

札幌市中央区北4条西14丁目1番地23 第二北美マンション402号

債務者 德差 英二

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2296号

札幌市中央区北4条西14丁目1番地23 第二北美マンション402号

債務者 德差 智子

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2301号

札幌市西区西町南5丁目1番23号 a v e c

西町03S号

債務者 鈴木幸由里

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2333号

札幌市中央区南12条西12丁目1番3-206号

債務者 松山 祐加

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2389号 札幌市北区篠路3条4丁目5番15-503号 債務者 木村久仁子 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第256号 釧路市鶴ヶ岱1丁目7番15号 パークサイドS103号室 債務者 堀田 光 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第291号 群馬県高崎市北久保町13番地7 グンハピ北久保、前住所群馬県高崎市元島名町656 ハイツフレンド元島名 106 債務者 鹿内 真 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第973号 北九州市八幡西区医生ヶ丘6番8-209号、 前住所北九州市八幡西区光明1丁目9番62号(205) 債務者 藤本美穂子 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第2431号 札幌市清田区真栄1条2丁目17番7号 パークハイツⅠ-101号 債務者 小島 隆司 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第193号 福島県いわき市泉玉露5丁目7番地の3 グランツ101 債務者 根本あけみ(旧姓篠原) 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 福島地方裁判所いわき支部	令和7年(フ)第118号 岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の184 債務者 日車優香里 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(フ)第979号 北九州市若松区東二島2丁目20番19号 債務者 西村 幸恵 1 決定年月日時 令和7年12月16日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第2432号 札幌市清田区真栄1条2丁目17番7号 パークハイツⅠ-101号 債務者 小島 道子 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第224号 福島県いわき市平字五町目16番地の16 サンクマンション205 債務者 堤 由子(旧姓平井) 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 福島地方裁判所いわき支部	令和7年(フ)第104号 兵庫県小野市万勝寺町904番地の1、前住所 兵庫県小野市天神町1056番地の1 ハイツルヴィエール103号 債務者 中田 陽美 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 神戸地方裁判所社支部	令和7年(フ)第551号 鹿児島市上福元町3510番地6、前住所福岡県 福岡市東区箱崎4丁目35番3-302号 フォーラムシオイ 債務者 中原 輝哉 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第96号 北海道岩見沢市6条東12丁目43番地 ヒルズ6・12 A 債務者 森山 美幸 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和7年(フ)第392号 群馬県伊勢崎市境女塚423番地8 県営住宅30 債務者 野村リエラ ベロニカ ロサリンことNOMURA RIERA VERONICA ROSALY 1 決定年月日時 令和7年12月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第109号 岡山県津市田町151-5-1 介護老人保健施設エスボアール城西、住民票上の住所岡山県津市中原786番地 債務者 吉本 愛美 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 岡山地方裁判所津山支部	令和7年(フ)第556号 鹿児島市真砂本町4番12号 真砂ビル306号 債務者 林 賢作 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第562号 鹿児島市下伊敷2丁目21番11-43号 債務者 迫田 純太 1 決定年月日時 令和7年12月11日前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第203号 (住民票上の前住所) 北海道中川郡美深町東6条北3丁目265番地27 債務者 坂元 早苗(旧姓宮城) 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係 令和7年(フ)第79号 山形県鶴岡市たらのき代字西野125番地 債務者 渋谷奈美子 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 山形地方裁判所鶴岡支部 令和7年(フ)第79号 群馬県桐生市本町4丁目85番地 債務者 三丸 寛 1 決定年月日時 令和7年12月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 前橋地方裁判所桐生支部 令和7年(フ)第84号 三重県名張市美旗町中2番262番地 債務者 関田 瑞世	1 決定年月日時 令和7年12月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 津地方裁判所伊賀支部 令和7年(フ)第416号 香川県高松市元山町509番地14 債務者 宮脇 桃里 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第548号 鹿児島県熊毛郡中種子町坂井5573番地 債務者 大竹 祐矢 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第568号 鹿児島市緑ヶ丘町4番25-36号 債務者 三雲とき子 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第2173号 さいたま市北区吉野町1丁目365番地8 岸 住宅3号室 債務者 椎名 直彦 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第210号 埼玉県三郷市東町340番地1 債務者 吉田 成美 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第976号 埼玉県坂戸市末広町21番地6 シティホーム ズ北坂戸1-102号室 債務者 関根 崇弘 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第892号 埼玉県川越市大字山田131番地2 (内藤コーザB102号室) 債務者 篠田 忠行 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第932号 埼玉県川越市かすみ野3丁目24番地7 (南風館102号室) 債務者 山口 舞(旧姓大平) 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第976号 埼玉県坂戸市末広町21番地6 シティホーム ズ北坂戸1-102号室 債務者 関根 崇弘 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
---	--	--

令和7年(フ)第403号 埼玉県深谷市原郷305番地67 債務者 滝川美和子 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第82号 岐阜県可児市広見5丁目142番地 メゾンド・メッツⅡ-103 債務者 今井 邦子 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第6109号 大阪市旭区清水4丁目2番14号 債務者 吉田美栄子 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6211号 大阪市平野区加美北7丁目1番30号 債務者 山崎 友子(旧姓山根) 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1991号 東京都東久留米市下里6丁目5番54号 債務者 桜井 愛美 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第5835号 大阪市東淀川区下新庄3丁目11番19号 シャトレ下新庄 301号、前住所大阪市此花区西九条1丁目35番18号 ロイヤルコート 102 債務者 和田 好史 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6131号 大阪市平野区加美北7丁目1番30号、前住所大阪府守口市大日東町25番8-411号 債務者 今崎 雅子 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第762号 熊本県上益城郡嘉島町大字鯫1377番地4、前住所熊本県上益城郡嘉島町大字鯫2608番地 カーサ ビアンカ 203 債務者 西山 聰美(旧姓吉田) 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第71号 岐阜県可児市川合33番地 フロムAカイト405 債務者 劍山 美穂 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第5987号 大阪府豊中市豊南町西4丁目19番7号 債務者 神野靖ごと 姜 康雄 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6165号 大阪市西成区萩之茶屋2丁目1番23号 カネマツ6番館 310号 債務者 野崎 倫一 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第2141号 東京都町田市高ヶ坂7丁目28番3-215号 債務者 五十嵐 恵 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第81号 岐阜県加茂郡東白川村神土2637番地1 清流莊 B棟7号 債務者 安江 弘隆 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第6068号 大阪市淀川区三国本町2丁目12番13号 新大阪OMパレス 603号 債務者 亀川 昇 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6171号 大阪市此花区西九条2丁目4番3-303号 債務者 中井ひとみ 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第260号 神奈川県逗子市久木8丁目14番75号 債務者 松井 一樹 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第268号	神奈川県横須賀市野比1丁目30番27号 トライユーム第3ホリコシ108 債務者 斎藤 圭 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第278号	神奈川県横須賀市鴨居3丁目25番28号 債務者 小西 和子 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第279号	神奈川県横須賀市鴨居3丁目25番28号 債務者 小西麻由美 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第89号	岐阜県可児市中恵土2324番地1 タウニイイイダA-101、前住所岐阜県多治見市弁天町2丁目7番地 債務者 今村鳳万こと 牟 凤万 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第131号	栃木県小山市大字土塔227番地2 小山サングレイスC棟102号、前住所栃木県小山市城東6丁目20番11号 パークヒルズI-101号 債務者 日向寺めぐみ 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第320号	神奈川県横須賀市鷹取1丁目3番16-9号 債務者 千葉 一則 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第501号	神奈川県平塚市諫訪町13番20号 メゾンクオーレII103号室 債務者 有ヶ谷加代子 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第683号	神奈川県中郡二宮町二宮1443番地3 ハイツ松本201号 債務者 古見 祐貴 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第689号	神奈川県厚木市中依知562番地3 債務者 西中野弘之 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第96号	新潟県燕市白山町1丁目6番10号 ドエルM102号 債務者 小林 貴博 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所三条支部
令和7年(フ)第75号	新潟県厚木市下川入435番地15 清水コープ3-105 債務者 柳川 健二 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第643号	神奈川県厚木市下川入435番地15 清水コープ3-105 債務者 柳川 健二 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

<p>令和7年(フ)第76号 栃木県那須塩原市黒磯6番地192 緑ヶ丘レデンス203号、前住所栃木県宇都宮市一番町2番11号 ばしょうふの家 債務者 小藤 正則 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部</p> <p>令和7年(フ)第1176号 広島市西区己斐西町29番12-203号 債務者 真田 慧 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第436号 熊本市南区出仲間5丁目5番2号 K&K田迎101 傾債務者 梶嶋 大司 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第723号 熊本中央区九品寺6丁目6番79-705号 傾債務者 中瀬 龍二 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第780号 熊本市北区楡木5丁目15番6号 傾債務者 奈良 伸也 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第115号 山口市阿東地福上10801番地4、前住所山口県萩市大字江向220番地2 傾債務者 藤井 純平(旧姓鍛冶) 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 山口地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第710号 熊本県菊池郡大津町杉水732-10 E V レジデンスグランドール杉水101、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字平川860番地 傾債務者 田代美恵子 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第96号 北海道白老郡白老町字虎杖浜115番地12、前住所北海道白老郡白老町字虎杖浜167番地5 傾債務者 坂本 真歩(旧姓本多) 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第205号 北海道帯広市西14条北6丁目4番地9 コーポ上田2号室 傾債務者 上田奈美子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 鉄路地方裁判所帯広支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第13号 秋田県横手市十文字町腕越字西原102番地3 菅原ハイツ 2-2号 傾債務者 斎藤 幸子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 秋田地方裁判所横手支部</p> <p>令和7年(フ)第140号 栃木県佐野市赤見町606番地 傾債務者 青木 勝也 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p>令和7年(フ)第209号 群馬県太田市東長岡町1740番地13 ドムス東長岡B-101号 傾債務者 原田 望 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>令和7年(フ)第214号 群馬県館林市北成島町1823番地の1 ベルクレストK-108 傾債務者 萩原 樹 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和7年(フ)第78号 群馬県桐生市相生町2丁目265番地の4 傾債務者 山内 清一 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p> <p>令和7年(フ)第96号 群馬県桐生市東7丁目4番30号 阿久田アパート 傾債務者 平原 愛子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p> <p>令和7年(フ)第2083号 東京都八王子市南大沢5丁目1番地5-401 傾債務者 溝口 心結 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
--	--	---	--

令和7年(フ)第275号
 静岡県沼津市岡宮1271番地の1 メディケアレジデンス沼津、前住所静岡県沼津市岡宮1277番地の51 ウエルビーライフ沼津
 債務者 蔵 勝彦
 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第378号
 静岡県駿東郡長泉町上土狩57番地の13 クロシェット302号
 債務者 山本ロベルト ガルセスこと GARCES ROBERT VILLAMALA
 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第298号
 奈良市大安寺1丁目1番2-304号
 債務者 上田 隆志
 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第311号
 奈良県大和郡山市白土町520番地 県住18-12
 債務者 西田 文彦
 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第254号
 奈良県香芝市下田西1丁目11番18-403号
 セントラルコート香芝
 債務者 脇田 尚仁
 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第255号
 奈良県香芝市下田西1丁目11番18-403号
 セントラルコート香芝
 傾債務者 脇田美千代
 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第274号
 奈良県北葛城郡上牧町米山台1丁目16番8号、前住所大阪府泉南市男里6丁目11番9号
 傾債務者 小倉 政宣
 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第386号
 香川県高松市新北町21番33号 メールブルー第2-206
 傾債務者 安井 秀司
 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後1時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第406号
 香川県高松市今里町1丁目2番地17 パークサイド今里102
 傾債務者 松崎美奈子
 1 決定年月日時 令和7年12月17日午前9時30分
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第452号
 茨城県水戸市見川3丁目699番地の1 グループホームたいよう、前住所茨城県水戸市赤塚1丁目216番地の15 サニーフラット赤塚103号
 傾債務者 朝日向 光
 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第459号
 茨城県水戸市大塚町1803番地の26 ケアハウス・ハートビア水戸408号
 傾債務者 堀江 晃
 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第466号
 茨城県東茨城郡城里町大字阿波山28番地の3
 傾債務者 安島伊武氣
 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第468号
 茨城県東茨城郡大洗町五反田321番地 プリムローズ103
 傾債務者 深作 里香 (旧姓佐久間)
 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第2125号
 東京都小平市小川東町5丁目3番3号マロンハイツ203
 傾債務者 駒 洋子
 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1785号
 名古屋市中村区塩池町1丁目14-22 パークシティ小出202、住民票上の住所名古屋市中村区橋下町3番18号 規俊莊
 傾債務者 福永 武蔵
 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2765号
 名古屋市守山区下志段味1丁目3809番地ル・ソレイユⅡ201号
 傾債務者 隅田紫奈子
 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2793号
愛知県半田市一本木町1丁目11番地の1
債務者 ビエイラ オバラ サラ (VIEIRA
A OBARA SARA)
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2813号
名古屋市西区栄生1丁目2番2号 名古屋厚生会館愛のホームA11号
債務者 赤嶺 葉
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2828号
愛知県北名古屋市片場大石56番地 シャルム
A棟302号
債務者 岩崎 智実
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2836号
愛知県大府市森岡町3丁目520番地 バイン
荒田102号
債務者 伊瀬知怜那
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2854号

名古屋市熱田区森後町10番1号 パール熱田204号
債務者 中田 直彦

1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2855号

名古屋市北区東水切町1丁目1番地 フォーラム北201号
債務者 加藤 一未

1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2875号

名古屋市昭和区御器所2丁目8番4号 N K
御器所II 4D号、従前の住所名古屋市中区橘2丁目1番24号 リアライズ東別院1101号
債務者 貝塚 好孝

1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2884号

名古屋市中村区藤江町3丁目61番地 エコースウィート恵108号
債務者 澤田真木生

令和7年(フ)第308号
福岡県久留米市御井町2112番地1 グラン
ジュテ矢取103号、前住所福岡県久留米市原
古賀町20番地1 レディバード105号
債務者 福永 穂子
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第323号
福岡県久留米市宮ノ陣1丁目11 宮ノ陣団地
931号、住民票上の住所福岡県久留米市三瀬
町早津崎661番地1
債務者 赤司 洋子
1 決定年月日時 令和7年12月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第175号
長崎県佐世保市稻荷町15番7号 2F左
債務者 中村 保美
1 決定年月日時 令和7年12月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第31号
熊本県上天草市姫戸町二間戸4218番地
債務者 田中 秀幸
1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
　　熊本地方裁判所天草支部

令和7年(フ)第359号 北海道旭川市永山5条14丁目3番5号 S.T. ELLA永山Ⅰ 101 債務者 木島 宏典 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第8881号 東京都江戸川区春江町2丁目39-22-102 債務者 小林 雄飛 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8917号 東京都西東京市田無町2丁目12-24-201 債務者 内野 宏美 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8921号 東京都台東区蔵前1丁目3-9-402 債務者 板垣 勇 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8922号 東京都台東区蔵前1丁目3-9-402 債務者 板垣 順子 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9009号 東京都品川区平塚1丁目20-7-203 債務者 大野 栄 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9026号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3156 債務者 須田 進	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第215号

東京都杉並区阿佐谷南2丁目13-10-101

破産者 小池 珠実

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2075号

東京都江戸川区春江町2丁目39-22-302

破産者 神田 好則

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3843号

大阪府大阪市中央区博労町4丁目6番17号

第三丸ビル101

破産者 株式会社タオトンヴィラ

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3844号

東京都目黒区中目黒5丁目19-9

破産者 吳羽みわ子

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4120号

東京都杉並区高円寺北1丁目20番7号

破産者 株式会社f m

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4125号

東京都大田区大森北6丁目15-16 ファミールK101

破産者 高橋 尚己

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4531号

東京都千代田区神田富山町26番地

破産者 有限会社北清米店

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4532号

東京都千代田区神田富山町26

破産者 北清 友則

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4834号

東京都大田区大森東5丁目14-3-104

破産者 渡邊 純一

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4842号

東京都足立区島根4丁目34-3-204

破産者 秋山 典子

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4899号

東京都足立区加平2丁目16番9号

破産者 有限会社ボンドブラザーズ

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4900号

東京都国分寺市北町4丁目11-58

破産者 矢部 行宣

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4949号

東京都世田谷区深沢3丁目24-13

破産者 伊能 英昭

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5019号

東京都足立区弘道1丁目21-18-201

破産者 沼田 邦夫

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5067号

東京都足立区弘道1丁目34-15

破産者 森田 航也

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5138号

東京都板橋区大谷口1丁目53番13 ヴィラサカイIII102号

破産者 有限会社フロント企画

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5150号

東京都江戸川区北葛西4丁目17-10-105

破産者 矢口 俊彦

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5185号

東京都杉並区方南2丁目2-8 エコーC

205

破産者 泉 純一

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5327号

東京都江戸川区西小岩1丁目3-15

破産者 斎藤力五郎

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5349号

東京都杉並区高井戸西1丁目2-6-206

破産者 杉山 賢悟

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5351号

東京都文京区本駒込4丁目23-8-301

破産者 占部 雅典

1 決定年月日 令和7年12月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6396号	東京都港区六本木5-16-5 インペリアル 六本木1号館1008 破産者 合同会社Fortuna 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6397号	東京都渋谷区代官山町4番1-209 破産者 鈴木 豊臣 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6734号	東京都台東区橋場2丁目1-16-302 破産者 金井 友章 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6780号	東京都足立区江北4丁目14-1-108 破産者 君袋 清美 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6798号	東京都荒川区荒川3丁目20-9-206 破産者 村岡 利昭 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6866号	東京都大田区仲六郷4丁目3-16-907 破産者 佐藤 理花

令和7年(フ)第6935号	東京都板橋区蓮根3丁目9-19-303 破産者 岡嶋 幸(旧姓長野) 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6871号	東京都墨田区錦糸4丁目3-5-402 破産者 野村 奈生 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6872号	東京都足立区西竹の塚2丁目4-4 サークルハウス竹ノ塚エスパル 破産者 成田 圭佑 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6905号	東京都目黒区三田2丁目10-71-307 破産者 千葉 真平 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6916号	東京都江東区南砂6丁目2-1-101 破産者 樋口 敏郎 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6926号	東京都足立区江北6丁目18-5-212 破産者 里吉 健 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7002号	東京都品川区二葉4丁目4-20-201 破産者 門川 友紀 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7108号	東京都新宿区弁天町147-215 破産者 中村 風

令和7年(フ)第7215号 東京都台東区浅草橋1丁目35-8-702 破産者 長谷川裕剛 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7220号 東京都世田谷区北烏山7丁目6-12-102 破産者 岩尾 信哉 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都千代田区神田小川町2丁目14番地10 千葉ビル2階 破産者 株式会社Be-Ho me 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都豊島区東池袋3丁目12番6号 破産者 株式会社十賀和 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第189号 神奈川県横須賀市緑が丘30番地 破産者 株式会社仁科 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都墨田区立川2丁目5-5-303 破産者 後藤 太輔 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都板橋区大山西町54-12-401、住民票上の住所東京都豊島区池袋2丁目67-1-502 破産者 遠藤 芳浩 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和5年(フ)第5640号 東京都板橋区中台3丁目8-3 破産者 清水 亮 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都世田谷区成城6丁目4番13号 成城フルールビル2F 破産者 株式会社TMCフーズ 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都杉並区宮前4丁目34-18 破産者 土肥 悠樹 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7722号 東京都足立区大谷田3丁目4番26-803 破産者 李 文鑫 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都練馬区豊玉南1丁目14-15-102 破産者 中山 佳樹 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都台東区三ノ輪1丁目14番2号 破産者 有限会社大正 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1091号 東京都杉並区井草1丁目45-7 三喜荘 破産者 橋詰 真奈	東京都文京区本郷3丁目44番地7号 破産者 株式会社ミック	東京都台東区三ノ輪1丁目14-2 破産者 大橋 正志

令和7年(フ)第6315号 東京都渋谷区東1丁目4番23号 オープンハウス302号 破産者 有限会社陽風館 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6423号 東京都江戸川区篠崎町5丁目9番16号 チェリーハイツB202 破産者 セントラルテクノ株式会社 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6859号 東京都大田区大森北1丁目13-5-703 破産者 高橋 秀人 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6316号 東京都江東区北砂4丁目19番30号 北砂四丁目住宅637号 破産者 KG株式会社 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6424号 東京都江戸川区篠崎町5丁目9番16号 破産者 セントラルテクノロジー株式会社 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6865号 埼玉県草加市栄町3丁目1-25-102 破産者 小野寺涼介 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6317号 東京都江東区北砂4丁目19-30-637 破産者 嶋田 順青 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6457号 東京都中央区銀座1丁目15番7号 破産者 株式会社ライブモア 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6735号 東京都大田区大森西3丁目9-24-103 破産者 鈴木 千紗(旧姓佐藤) 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6324号 東京都多摩市聖ヶ丘2丁目22番地3-3 破産者 有限会社工藤設備 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6458号 栃木県宇都宮市兵庫塚3丁目48-22-4 破産者 小林 義典 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6774号 東京都江東区扇橋3丁目10-3-302 破産者 田中 志織 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6325号 東京都多摩市永山4丁目4-15-401 破産者 工藤 雄右 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6580号 東京都町田市玉川学園5丁目11-5-101 破産者 峯 敦 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6806号 東京都北区志茂3丁目42-8-104 ブックハウス志茂Ⅲ 破産者 伊藤 地大 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6325号 東京都多摩市永山4丁目4-15-401 破産者 工藤 雄右 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6647号 東京都豊島区池袋本町1丁目38-5-101 破産者 宗像 亮 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6908号 東京都大田区西蒲田6丁目17-7-401 破産者 伊藤 雄飛 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6325号 東京都多摩市永山4丁目4-15-401 破産者 工藤 雄右 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6831号 東京都練馬区大泉町2丁目63-3-101 破産者 兼山 幸士 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6910号 東京都文京区大塚4丁目18-1 くすのきの郷 破産者 藤代千恵子 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6915号 東京都江戸川区中葛西2丁目11-8 江戸川区障害者支援ハウス 破産者 戸枝 美幸 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6940号 東京都杉並区高円寺南1丁目5-12 小林ビル 破産者 小林千枝子 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6958号 東京都日野市万願寺6丁目44-3-107 破産者 宮下 博通 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6966号 東京都板橋区板橋1丁目7-8-202 破産者 清村 政司 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6987号 東京都台東区千束2丁目9-6-501 破産者 佐久間元治 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6992号 東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目9-16-107 破産者 奥山 真希 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7012号 千葉県佐倉市上志津1825-17-102 破産者 内山 寧々(旧姓小田) 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7056号 東京都足立区西加平2丁目8-29-403 破産者 岡本有美子(旧姓黒木) 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7058号 東京都世田谷区弦巻3丁目11-14-304 破産者 結城 陽平 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7063号 東京都江戸川区春江町5丁目30-5-105 破産者 鈴木 一彦 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7067号 東京都世田谷区世田谷2丁目20-11 グランデュオ世田谷X402 破産者 長岡 歩 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7119号 東京都八王子市大谷町208-9 破産者 興梠 匠樹 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7120号 東京都八王子市大谷町208-9 破産者 興梠 由記 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7127号 東京都練馬区豊玉北4丁目6-15-203 破産者 太田 優児 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7133号 東京都練馬区北町2丁目27-2-302 破産者 小林 和希 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7134号 東京都墨田区東が丘1丁目21-15-408 破産者 相原しのぶ
東京地方裁判所民事第20部

1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7149号 東京都板橋区双葉町47-6-103 破産者 芦野 幹久 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7175号 東京都新宿区戸山2丁目33-801 破産者 吉村 猛 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7185号 東京都練馬区南田中3丁目31-5-105 破産者 植野 昭 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7195号 東京都中野区新井5丁目21-7-302 破産者 松川 美波 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7218号 東京都中野区新井3丁目17-11-107 破産者 川崎 恵市 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7226号 東京都練馬区桜台5丁目22-2-102 破産者 横山 沙耶 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第159号 福島県郡山市田村町上行合字北古川49番地の4 コーポマキ203号 破産者 三浦 栄作 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第1851号 横浜市西区久保町31-28、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市辻堂西海岸3-1-27-229 破産者 株式会社B E T 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第4610号 大阪市中央区内本町2-1-19松屋ビル第10 破産者 株式会社アルファ企画 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第7239号 東京都世田谷区給田3丁目17-20-206 破産者 佐々木 均 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第169号 福島県郡山市富久山町久保田字愛宕2番地の3 破産者 株式会社エボリューション 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第1579号 大阪市大正区南恩加島6丁目4番18号 破産者 株式会社マキ 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第255号 岡山県津山市神戸172番地 破産者 株式会社K a t a r i n o 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第1090号 札幌市豊平区平岸2条7丁目4番17-707号 破産者 有限会社クリエイション 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第576号 埼玉県北本市西高尾3丁目154番地2-1F 破産者 株式会社イメージマーク・ハウス 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1581号 大阪市大正区平尾2丁目23番17-113号 破産者 株式会社マツ 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第63号 千葉県大網白里市南横川3601番地2、開始決定時の住所千葉県山武市木原1925番地8 破産者 鶴岡 恒三 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第1066号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東3丁目12番22号 破産者 有限会社東北水槽 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第1162号 埼玉県上尾市栄町10番3号パナハイツヤマダA-203 破産者 株式会社令和 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2548号 大阪市東住吉区公園南矢田4丁目2番14号 破産者 株式会社ミヤタ 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第126号 千葉県匝瑳市椿1533番地4 高根ハイツD-101 破産者 小関 常一 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第8号 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目5番46号 破産者 医療法人大井医院 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山形地方裁判所酒田支部	令和7年(フ)第1462号 埼玉県川口市東内野226番地サンライフ東川口103号室 破産者 株式会社ファースト 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第4065号 大阪市淀川区西中島4丁目2番26号天神第一ビル807号室 破産者 株式会社鬼斬 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第134号 千葉県旭市後草916番地16 破産者 鈴木 伸江 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第56号 山形県酒田市黒森字草刈谷地176番地の1 破産者 有限会社庄内社寺 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山形地方裁判所酒田支部	令和7年(フ)第3 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第6 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第8 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（フ）第149号 千葉県大網白里市みどりが丘3丁目22番地6 カーサクオーレ2 201号室 破産者 梶 悠也 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年（フ）第3055号 大阪市浪速区難波中2丁目6-15-401号 破産者 株式会社スタジオマース 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（フ）第190号 神奈川県横須賀市緑が丘18番地 破産者 仁科 幸一 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年（フ）第648号 北九州市若松区原町14番17号 破産者 門田ちはる 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年（フ）第2196号 東京都青梅市師岡町3丁目13番地の3フロア レンズ101号 破産者 河口 亮 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年（フ）第57号 兵庫県豊岡市高屋1089番地7 破産者 北関西情報通信株式会社 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年（フ）第357号 鹿児島市樋之口町10番17号 角玉会館404号、 前住所鹿児島市天保山町13番3号 G/s t air 305号 破産者 林 楓馬 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年（フ）第758号 福岡県中間市中央2丁目9番18号 ドルチェ II 202号 破産者 後藤 浩太 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（フ）第2241号 神奈川県藤沢市善行1丁目18番地の4ビュ シティ善行205 破産者 株式会社M A S H 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第52号 山口県周南市南浦山町1番1号 破産者 みづき株式会社 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所周南支部	令和7年（フ）第157号 (居所) 沖縄県糸満市潮平630-3 ゴール ドキャッスルマンション203号、住民票上の 住所沖縄県豊見城市字渡橋名25番地1 オア シス高良 I 201号 破産者 金城 奕樹 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（フ）第342号 鹿児島市谷山中央6丁目2番30号 グランモ ア米森202号 破産者 有村かおり 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年（フ）第455号 愛知県岡崎市明大寺町長泉7番1号 破産者 株式会社プラリシア 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年（フ）第137号 神奈川県横須賀市二葉1丁目24番B-105号 破産者 八代喜久雄 1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年（フ）第1号 山口県長門市三隅下2047番地1 殿村新開 D-203 破産者 中條 誠 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所萩支部	令和7年（フ）第1003号 札幌市東区北37条東4丁目1番13号 破産者 小林 駿太 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第2481号 大阪府高槻市岡本町43番1号 破産者 日本キャリー観光株式会社 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第175号 神奈川県横須賀市長浦町5丁目1番地 破産者 長島 高穂 1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部		

令和7年(フ)第1091号
札幌市豊平区平岸4条16丁目5番1-310号
破産者 波多野 整

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第935号
仙台市青葉区栗生3丁目7番地の4 クオリティーハイム協栄B棟101
破産者 鈴木 貴拡

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第954号
仙台市宮城野区幸町2丁目20番3号 二本松ハイツ101
破産者 佐藤 治代(旧姓久)

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第959号
宮城県多賀城市八幡2丁目24番10号 癒志の里、従前の住所宮城県多賀城市大代4丁目3番19号
破産者 立崎 政徳

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第981号
宮城県多賀城市下馬3丁目17番7号 ゲヴァントハウス105号、開始決定時の住所宮城県多賀城市伝上山3丁目30番12号 ロフティー伝上山A207号
破産者 田部 幸貴
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1057号
宮城県岩沼市たけくま3丁目13番4号 コンフォルM・S203、開始決定時の住所宮城県岩沼市阿武隈2丁目1番50号
破産者 村山 凌太
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1058号
宮城県岩沼市たけくま3丁目13番4号 コンフォルM・S203、開始決定時の住所宮城県岩沼市阿武隈2丁目1番50号
破産者 村山あゆみ
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第39号
秋田県仙北市西木町西明寺字堂村108番地
破産者 斎藤 良則
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和6年(フ)第10号
広島県竹原市下野町3365番地1
破産者 大井 康之
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　山形地方裁判所酒田支部

令和6年(フ)第57号
山形県酒田市黒森字草刈谷地176番地の1
破産者 登藤 伸子
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　山形地方裁判所酒田支部

令和7年(フ)第192号
福島県須賀川市大町441番地
破産者 二瓶 健司
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第24号
茨城県日立市東金沢町1丁目23番18号
破産者 菊池 英了
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第67号
茨城県日立市久慈町4丁目13番5号
破産者 橋本 忠俊
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第91号
茨城県日立市大久保町2丁目13番23号
破産者 安藤 雅史
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第106号
茨城県日立市大久保町5丁目7番27号
破産者 大嶋 公治
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第219号
群馬県藤岡市岡之郷1261番地1 ハイツラ
ムージュE202
破産者 坂井 克史
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第1079号
埼玉県加須市水深1096番地14
破産者 松崎 結希
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1326号
埼玉県戸田市氷川町1丁目5番28-104号
破産者 飯田 春奈
1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1396号 埼玉県和光市白子2丁目14番63号 ブリリアント プレイス202 破産者 福田 穏史 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第385号 岐阜県各務原市新鶴沼台2丁目121番地 破産者 名古路友美 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1420号 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸5丁目4番12号 破産者 磯川裕太郎 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第209号 岐阜県関市下之保1841番地 破産者 兼子 恵美 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1463号 埼玉県川口市大字東内野226番地 サンライフ東川口 103号 破産者 樋山裕二郎 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1695号 横浜市金沢区能見台通45番13-401号 破産者 西池 尊正 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第1516号 さいたま市桜区町谷3丁目19番19号 クリストル浦和306 破産者 森田 文恵 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1852号 神奈川県藤沢市辻堂東海岸1丁目10番16号、 開始決定時の住所横浜市西区久保町31番28号 破産者 植原 格 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1520号 埼玉県幸手市中5丁目7番33-6号 リーブルファイン幸手市中5丁目102 破産者 瀬山 康平 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2340号 横浜市磯子区上中里町1028番地 15棟1542号 破産者 三浦 誠 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1520号 埼玉県幸手市中5丁目7番33-6号 リーブルファイン幸手市中5丁目102 破産者 瀬山 康平 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第380号 静岡市清水区石川22番地の2 サクセス石川B棟202 破産者 青木 拓磨 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第546号 大阪市中央区博労町1丁目9番9-801号 破産者 藤井 麻友 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1580号 大阪市大正区三軒家東4-8-4-605、住民票上の住所大阪市大正区平尾2丁目23番17-113号 破産者 横本 保則 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3796号 大阪市住之江区御崎3丁目2番8号 カーサ御崎 103、前住所大阪市住之江区新北島3丁目8番19-805号 破産者 小出 幸一 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第844号 大阪府東大阪市菱屋東2丁目11番2号 ブリマペーラ・ブリッサ 505号、前住所大阪府八尾市竹渕1丁目223番地の4 ブランメゾン八尾II番館703号 破産者 山本 謙二 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1582号 大阪市大正区三軒家東4丁目8番4-605号 破産者 松山 裕史 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3797号 大阪市住之江区北加賀屋2丁目7番16号 ハイツ・ヤマザキ 405、前住所大阪市住之江区新北島3丁目8番19-805号 破産者 宮地 明美(旧姓小出) 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第759号 広島市佐伯区三宅1丁目3番23号 アイビーハイツB棟 7号室 破産者 倉谷 静緒 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1138号 大阪市東淀川区北江口4丁目1番7号 パルドミール 401号 破産者 伊藤 真子 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1687号 大阪府寝屋川市池田旭町9-11-405、住民票上の住所大阪府門真市三ツ島1丁目21番6号 破産者 岩崎 靖児 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3833号 大阪市中央区南船場1丁目12番5-601号 破産者 丸池 美和(旧姓鈴江) 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第454号 熊本市西区蓮台寺4丁目9番28号、転入前所山口県宇部市昭和町3丁目7番9号 破産者 本田 博照 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1289号 大阪市都島区都島中通1-13-23 ハイツA 1 2C号室、前住所大阪府四條畷市岡山3丁目4番30号 グラット・ターム-201 破産者 櫻井 千絵 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3732号 大阪市中央区高津3丁目16番2号 403 破産者 吉村 貴大 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第4066号 大阪市住吉区墨江3丁目17番30号 破産者 松原 基展 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第135号 青森県八戸市吹上1丁目10番12号 WIT吹上202 破産者 天内 理奈 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第4263号 大阪市西成区梅南2丁目1番19-704号 破産者 田辺 雅弘			

令和7年(フ)第136号 青森県八戸市根城2丁目5番12号 口カティ 根城 C101 破産者 関口 紋音 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第865号 神奈川県藤沢市善行1丁目18番地の4 ビューシティ善行205 破産者 佐藤 寿子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第293号 神奈川県足柄上郡大井町金子1624番地1 I J Nおおいまち寮 破産者 関根 範人 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第369号 神奈川県足柄下郡湯河原町鎌冶屋53番地の1 破産者 柏木 幸一 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第149号 新潟市西区坂井東3丁目19番21号 ピアータ ウン203 破産者 長谷川知尋(旧姓芦田)	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第82号 埼玉県戸田市新曽南2丁目12番3-906号、 前住所東京都豊島区西池袋3丁目21番13- 815号 破産者 長谷川 圭	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第475号 愛知県岡崎市戸崎元町16番地11 アピタシオ ン元町II 102 破産者 吉村 貴之 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第124号 広島県福山市松永町6丁目7番18号 101、 旧住所広島県福山市内海町88番地4 破産者 渡壁 達郎 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和3年(フ)第2326号 大阪市北区西天満4丁目6番12号 第一住建 裁判所前ビル 201号室 破産者 中宮 時男 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第53号 福岡県福岡市博多区美野島3丁目6-17 1003号、住民票上の住所山口県下松市東柳1 丁目7番27号 清柳館2-A 破産者 竹本 臣呉 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部	令和7年(フ)第339号 宮崎市堀川町39番地1 スカイハイツ堀川 101号 破産者 森 慎太郎 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第484号 大阪府東大阪市横小路町5丁目9番48号 グ ランドールY 607 破産者 林 よし子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第2482号 大阪府高槻市奈佐原1丁目3-508-403、住 民票上の住所大阪府高槻市上土室2丁目8番 1-707号 破産者 岸本 明生 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第4015号 神奈川県横浜市港南区港南台9丁目32-32- 1002 破産者 松村 啓逸 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
令和7年(フ)第1751号 大阪市福島区大開4丁目1番12-208号 破産者 榎本 昌和 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3056号 大阪市住之江区安立3-4-21 安立コーポ 302号、住民票上の住所大阪市浪速区幸町1 丁目3番34-501号 破産者 林 秀子(旧姓岡本) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5007号 東京都江戸川区篠崎町7丁目20-19-501 破産者 渕田 一広 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
令和7年(フ)第2110号 和歌山市西釘貫丁2丁目53番地 プレミール 市駅805号、開始決定時大阪市此花区島屋6 丁目2番100-2010号 破産者 山口 好高	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第38号 鳥取県倉吉市大谷500番地 破産者 藤井 俊一 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所倉吉支部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第344号 大分市城南北2丁目1番3-202号 エクセ ル悦和8 破産者 井澤 大介	1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所天草支部	令和6年(フ)第8911号 東京都文京区本郷5丁目3番15号 破産者 吉田飼料株式会社 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第918号 東京都杉並区南荻窪2丁目18-5-101 破産者 宮脇 咲子 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2430号 東京都台東区東上野3丁目15番12号 破産者 株式会社シティアイ 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第2287号 東京都文京区千駄木5丁目10-2-202 破産者 笠井 知徳 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第261号 東京都世田谷区若林4丁目29番22号301 破産者 合同会社T.Sアセットマネジメント 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4965号 東京都足立区大谷田5丁目31番1号 破産者 有限会社八甲住宅 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3025号 東京都板橋区赤塚6丁目37-20 第5コーポラス春日105 破産者 佐藤 勝司 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4993号 東京都世田谷区中町3丁目23-3 ファミール中町A105 破産者 山下 剛正 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3840号 東京都渋谷区渋谷1丁目20-17-703 破産者 松木 淳 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第1874号 東京都墨田区業平1丁目2番6号 破産者 杉本食品容器株式会社 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4089号 東京都千代田区九段南3丁目3-2-101 破産者 服部 海斗 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1924号 東京都大田区東糀谷3丁目15-17-302 破産者 藤田 洋平 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第256号 群馬県富岡市内匠271番地1 破産者 ゼネラル・ウイングモーター株式会社 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第5613号 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2394-103 破産者 松井 健	東京地方裁判所民事第20部	

免責許可決定

令和7年(フ)第188号

神奈川県横須賀市小矢部2丁目38番5号
破産者 小野田謙三

1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第218号

神奈川県横須賀市大矢部5丁目14番16号
破産者 菊池 明子

1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第41号

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字大須賀47番地4
破産者 山田 侑奈

1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第103号

茨城県日立市弁天町2丁目20番7-101号
破産者 木村 幸子

1 決定年月日 令和7年12月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第246号

福井市福新町2011番地 福団地G棟204号室
破産者 廣瀬 照子

1 決定年月日 令和7年12月12日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第248号

福井市日之出4丁目9番27号 パークハイツ
ハヤシ103

破産者 安達 誠

1 決定年月日 令和7年12月12日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第249号

福井県坂井市坂井町朝日6丁目6番地 朝日
住宅3号棟 306号室

破産者 山本真沙美

1 決定年月日 令和7年12月12日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第251号

福井県丹生郡越前町江波第67号66番地
破産者 田中 芳弘

1 決定年月日 令和7年12月12日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第48号

岩手県久慈市栄町第37地割140番地2 コーポロイヤル2、旧住所岩手県久慈市長内町第9地割10番地2 カーサM&T T201

破産者 小澤 恵

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第50号

岩手県二戸郡一戸町宇別字中村2番地
破産者 瀧澤 孝

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第127号

茨城県牛久市中央1丁目6番地23

破産者 中里 玲雄

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第229号

群馬県富岡市妙義町大牛523番地5 妙義白雲寮
破産者 森田 和美

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第636号

埼玉県飯能市大字岩沢510番地6

破産者 松岡 佑典

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第677号

埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地(20-305)

破産者 小林 達夫

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第681号

埼玉県入間市大字下藤沢1117番地14 モナーグハイム209

破産者 小倉 孝行

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第733号

埼玉県飯能市大字上名栗354番地3

破産者 森本 稔

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第734号

埼玉県所沢市大字北岩岡615番地

破産者 式部 博之

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第738号

埼玉県狭山市広瀬3丁目3番8-402号、前
住所埼玉県狭山市大字東三ツ木191番地の2
第2コーポ丸正202

破産者 末吉 敏明

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第768号

埼玉県飯能市南町13番11-101号

破産者 栗屋 巧

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第797号

埼玉県坂戸市芦山町9番地2 クーノス北坂
戸106号室、住民票上の建物の名称ヴェルド
ミール松濤

破産者 川田 利男

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第806号

埼玉県富士見市上沢1丁目19番7号

破産者 久保 國三

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第6375号

東京都品川区八潮5丁目4-19-311

破産者 幸 未明

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第368号

岐阜市萱場東町9丁目8番地、前住所岐阜市
旦島西町1丁目14番地1 (グリーンハウス市
川 C棟 103号室)

破産者 加藤 悠

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第308号

静岡市葵区金座町1番地 コーポ森久406

破産者 芳澤 哲也

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第547号

静岡県焼津市下小田396番地の7

破産者 池田 有里

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第591号

静岡市駿河区手越原187番地の3 セジュー
ルB 201号、旧住所静岡市駿河区下島324番
地 ベイサイドマンションブルースカイ506
号

破産者 毛利友妃子

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第615号

静岡市葵区長沼3丁目2番16-101号

破産者 大塩 彰

1 決定年月日 令和7年12月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第619号 静岡県藤枝市田中3丁目18番19号 フィオ リーナ・フジエダB棟101号 破産者 白石美由紀 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1839号 愛知県海部郡蟹江町宝2丁目6番地 ナビア I 1F、従前の住所名古屋市千種区京命1 丁目10番3号 エクセス京命403号 破産者 河本浩太こと HA HOTE 河 浩太 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第2017号 名古屋市名東区よもぎ台1丁目705番地 ソーラーハイツ筒井2号 破産者 鶯池 和忠 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第2045号 名古屋市中村区岩塚本通6丁目2番地 フ ローワード岩塚601号 破産者 安江 克俊 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第2200号 名古屋市中川区四女子町4丁目40番地 阪野 ビル1階 L I F E H O U S E K A K I S A K I 破産者 田中 英彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第2263号 愛知県東海市横須賀町四ノ割101番地 サン マンション204号 破産者 高橋 愛美 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第2307号 名古屋市中村区大宮町2丁目31番地 リティ クビル202号 破産者 河村 尚宏 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第2323号 愛知県常滑市陶郷町3丁目47番地の1 メイ プル陶郷 209号 破産者 都築 藍瑠 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第2374号 名古屋市港区宝神4丁目1101番地 宝神荘4 棟608号 破産者 宮村 敏彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第85号 岡山県津市小原154番地24 破産者 松尾 誠二 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部</p> <p>令和7年(フ)第92号 岡山県津市市場2151番地 養護老人ホーム 塩手荘、前住所岡山県津市川崎150番地1 破産者 内山 莊司 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部</p> <p>令和7年(フ)第89号 福岡県飯塚市相田75番地27 市営新二瀬住宅 5棟514号、前住所福岡県飯塚市伊岐須140番 地1 破産者 上野 晴生 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第361号 熊本県下益城郡美里町大窪142番地2 大窪 団地 II-5 破産者 渡邊 祥平 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第494号 熊本県菊池郡菊陽町大字原水4658番地1 破産者 松川 彩香 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第551号 熊本県菊池郡大津町大字瀬田1062番地3 破産者 岩下 雄二 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第552号 熊本県菊池郡大津町大字瀬田1062番地3 破産者 岩下香名美 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第569号 熊本市北区楠4丁目2番3-421号 1-C-15 破産者 常念 信行 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第63号 熊本県八代市古閑中町700番地3、前住所熊 本県八代市田中東町22号5番地(101) 瀬 崎マンション 破産者 山本 夢我 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所八代支部</p> <p>令和7年(フ)第188号 鈴鹿市緑ケ岡6丁目18番13号 破産者 鎌田 朱音(旧姓狩野) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鈴鹿地方裁判所民事部</p>
---	---	--

令和7年(フ)第63号 青森県三沢市日の出1丁目94番地113号 プライムメゾン日の出B 1-D 破産者 鈴木 健太 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部 令和7年(フ)第1143号 仙台市若林区沖野2丁目27番12号、従前の住所仙台市宮城野区福室4丁目10番20号 満月莊105 破産者 山戸田守博 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1172号 仙台市青葉区中山5丁目5番3号 パレス中山205、従前の住所宮城県塩竈市一森山5番23号 破産者 相澤 大樹 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第31号 秋田県由利本荘市岩谷町字松山11番地 破産者 伊藤由喜菜 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所本荘支部 令和7年(フ)第214号 山形県東根市大字蟹沢2108番地62 フルハウス112 破産者 早坂智恵子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部 令和7年(フ)第58号 山形県鶴岡市日和田町4番13-1号 破産者 太田 恵子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年(フ)第59号 山形県鶴岡市道形町25番13号 パルテール259 B 101号室、前住所岩手県北上市村崎野20地割201番地6 Navia D 202号室 破産者 五十嵐航希 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部 令和7年(フ)第146号 福島市松川町字伊藤10番地の5ビレッジハウス松川2号棟101、従前の住所福島市南沢又字松北町1丁目6番地の4 破産者 大川 由高 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所 令和7年(フ)第154号 福島県伊達郡川俣町字賊ノ田17番地の1 破産者 加藤たつ子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所 令和7年(フ)第108号 茨城県北茨城市中郷町上桜井967番地2 C a S A フォーリアA102号 破産者 大野 牧子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部 令和7年(フ)第115号 茨城県高萩市高浜町3丁目93番地の4 メゾン・ド・エレガンⅠ 202、前住所茨城県日立市川尻町5丁目18番7号 破産者 石川 るき 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部 令和7年(フ)第336号 群馬県吾妻郡草津町大字草津452番地10 破産者 伊藤ハツエ 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第343号 群馬県前橋市元総社町948番地3 ローズコーポ 102号 破産者 一世 義男 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第63号 千葉県大網白里市南横川3601番地2、開始決定時の住所千葉県山武市木原1925番地8 破産者 鶴岡 恒三 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第126号 千葉県匝瑳市椿1533番地4 高根ハイツD-101 破産者 小関 常一 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第134号 千葉県旭市後草916番地16 破産者 鈴木 伸江 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第149号 千葉県大網白里市みどりが丘3丁目22番地6 カーサクオーレ2 201号室 破産者 梶 悠也 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第163号 千葉県東金市田間1722番地1 破産者 真行寺純子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第615号 埼玉県さいたま市緑区道祖土1丁目7-18 破産者 高窪 良至 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第5131号 千葉県市川市南八幡3丁目22-11 破産者 福島 誠 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第702号 東京都調布市深大寺東町1丁目8番地2ボヌール調布302 破産者 櫻井 健太 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1253号 東京都調布市上石原1丁目48番地15ノーブルヒルズ208 破産者 尾崎 和恵 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1339号 東京都府中市小柳町4丁目9番地の17レクトイプ府中202、破産手続開始決定時の住所東京都府中市若松町4丁目10番地の4コーコー阜月102 破産者 畠山 直之 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1401号 東京都町田市木曽東4丁目7番741号 破産者 石田 貴裕 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
---	--	---	---

令和7年(フ)第1477号
 東京都西東京市芝久保町5丁目5番15号コードソレイユ201号
 破産者 廣戸 道
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1486号
 東京都西東京市東町2丁目1番6号、前住所
 東京都練馬区三原台3丁目11番7号アンジュ
 三原台202
 破産者 小畠 将悟
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1491号
 東京都三鷹市上連雀7丁目22番10号
 破産者 仲田 誠弥
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1505号
 東京都国分寺市富士本2丁目23番地12ルネッ
 サンス国立101
 破産者 林 圭佑
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1521号
 東京都国分寺市西元町1丁目1番32号国分寺
 ゼルクハウス110
 破産者 松崎 真治
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1534号
 東京都府中市武蔵台2丁目34番地の11コード
 栄201
 破産者 山田 勝彦
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1567号
 東京都八王子市横川町108番地横川町住宅
 7-601
 破産者 手川 一
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1572号
 東京都立川市幸町5丁目85番地の3ミリオン
 コート玉川上水309号、前住所東京都立川市
 幸町5丁目84番地の15サンロード七番館別館
 203号
 破産者 秋山 直子
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1587号
 東京都八王子市大塚240番地78メゾン・ド・
 ソレイユ101号、前住所東京都立川市高松町
 1丁目21番11号アルスB102
 破産者 今村 夏菜
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1594号
 東京都八王子市山田町1685番地4いそま第2
 ハイツ103号、前住所東京都八王子市館町736
 番地ル・アール高尾エグザフォート109号
 破産者 高橋 秀子
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1607号
 東京都西東京市北原町3丁目3番65-103号
 破産者 三代川 翔
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1617号
 東京都立川市富士見町7丁目1番403号
 破産者 本田 香織
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1661号
 東京都町田市木曽東3丁目9番25号アメニ
 ティハイツ92 101
 破産者 尾形沙由利
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1676号
 東京都八王子市別所1丁目4番地5センチュ
 リー2 203号
 破産者 井上亜由美
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1693号
 東京都府中市本町3丁目3番地の7本町グ
 リーンコーポ102
 破産者 鈴木 鳩人
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第211号
 神奈川県三浦郡葉山町下山口1146番地の9
 破産者 飯田 晴美
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第438号
 神奈川県平塚市董平9番31-205号 ガルニ
 エ・イースト
 破産者 内海 早苗
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第382号
 新潟市中央区山二ツ5丁目2番7号 シティ
 パレス新潟207
 破産者 木藤由紀子
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第452号
 新潟市秋葉区金沢町1丁目3番14-1号
 破産者 澤田 正憲

1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第471号
 新潟市西区小針西1丁目1番15-51号
 破産者 小山小百合
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第136号
 富山県小矢部市津沢342番地4
 破産者 宮林 貴志
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第194号
 長野市川中島町原65番地2 高野アパート北
 西、旧住所長野市青木島3丁目3番地1 ハ
 イツ岡村103号
 破産者 大嶋 建司
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第69号
 長野県上田市武石沖579番地2 上沖団地
 5号
 破産者 柳澤 輝彦
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第66号
 長野県諏訪市大字中洲3187番地1 メゾン伊
 東201
 破産者 中山 節子
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所諏訪支部
令和7年(フ)第340号
 岐阜市三田洞東2丁目18番3-201号(市営
 住宅三田洞団地)
 破産者 菅瀬 美香
 1 決定年月日 令和7年12月16日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第353号	岐阜県各務原市蘇原東島町2丁目40番地1 (イーストアイランドB 101) 破産者 齊藤 由哲 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第354号	岐阜県各務原市蘇原東島町2丁目40番地1 (イーストアイランドB 101) 破産者 齊藤 夢衣 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第388号	岐阜市木ノ下町2丁目16番地2 (セジュールムラセ 401号室) 破産者 田渡 清子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第243号	静岡市清水区八木間町818番地の2 エルディムサンライト201、旧住所静岡市駿河区下島138番地の2 シエルプール下島203 破産者 杉野あゆみ (旧姓江藤・門間) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第502号	静岡市駿河区用宗巴町1番7号 住宅型有料老人ホームドルフィンともえ 破産者 出雲かをる 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第568号	静岡県焼津市柳新屋915番地の4 ふるさとホーム西焼津 破産者 内間 晴美 (旧姓松井) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第598号	静岡県焼津市西小川4丁目6番地の8 ルミエールK O B A Y A S H I 305号、旧住所静岡県焼津市五ヶ堀之内286番地の6 破産者 西澤 尊 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第599号	静岡県藤枝市五十海1丁目4番22号 エステーム202号 破産者 伊藤 翼 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第294号	静岡県湖西市鷺津2523番地の15 アズール湖西105、前住所静岡県湖西市新居町中之郷3876番地 レイクグリーンA K E B O N O 302 破産者 太田 武寿 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第303号	静岡県浜松市中央区高丘東3丁目8番29号 破産者 池田 隆興 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第330号	静岡県浜松市浜名区高畑541番地 破産者 浅野友理子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第344号	静岡県浜松市中央区若林町2689番地 パッキー 202号 破産者 ミヤヒラ メイジ メル ボカリング (M I Y A H I R A M E I J I M E L L B O C A L I N G) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第363号	静岡県浜松市中央区寺島町17番地 フレクション浜松1-615室 破産者 平井 正道 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第365号	静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目18番7号 トワインクル佐鳴台105号、前住所静岡県浜松市中央区増楽町1569番地の1 破産者 平野 稔哉 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第371号	静岡県浜松市浜名区新原4138番地 破産者 鈴木 健也 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第373号	静岡県磐田市上大之郷5番地1 彩輝VII-A-205、前住所静岡県磐田市大原849番地5 破産者 佐藤 剛 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第375号	静岡県磐田市中泉1767番地2 破産者 鎌田 恵華 (旧姓伊藤) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第380号	静岡県浜松市中央区桜台3丁目13番8号 破産者 鈴木 康平 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第384号	静岡県浜松市中央区早出町1208番地の6 コーポタナベIII B、前住所静岡県浜松市中央区早出町1148番地の1 K's十一番館101 破産者 松井 里衣 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第52号	三重県松阪市川井町504番地 グランハーベスト101号室 破産者 中村巴雅奈 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部
令和7年(フ)第69号	三重県名張市富貴ヶ丘6番町116番地 破産者 山下 理恵 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第237号	三重県四日市市羽津中3丁目4番13号 破産者 小林 佳家 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第257号	三重県三重郡川越町大字豊田一色501番地1 リュミエールB202号室 破産者 西澤 彰人 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第260号	三重県三重郡川越町大字当新田224番地8 破産者 中西 南 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第16号	三重県熊野市有馬町5554番地1 芝園ハイツ202号室、前住所三重県南牟婁郡紀宝町神内276番地2 破産者 中西 常和 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第3550号	大阪市淀川区三津屋中1丁目7番12号 グリーンコーブ三津屋 302号 破産者 藤田 杏奈 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3765号	大阪市東淀川区小松5丁目6番41-202号 破産者 Advanceこと 高橋 昂大 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3920号	大阪市生野区生野東4丁目6番11号 フルタハイツ 103号 破産者 原 由加里(旧姓山本) 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3927号	大阪市生野区生野西1丁目18番27号 TK寺田町ハイツI番館 308号 破産者 倉田 元喜 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4155号	大阪市都島区都島本通5丁目13番7-210号 破産者 櫻井 力斗 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4208号	大阪市北区豊崎6丁目16番4号 ラルテ中津302号室 破産者 植地 浩樹 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4262号	大阪市浪速区敷津西1丁目8番31-605号 破産者 渡部 愛音 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4308号	大阪府豊中市豊南町南5丁目13番28-105号、前住所大阪市東淀川区西淡路4丁目4番3号 グランシャリオⅢ 201号 破産者 三原 璃都 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4363号	大阪府東大阪市御厨東2丁目11番48号 破産者 山岡 大輝 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4589号	大阪市住吉区南住吉3丁目11番15-301号 破産者 土居 建太 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第133号	鳥取県鳥取市古海1039番地 県住2-204号 破産者 福本 洋子 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(フ)第23号	鳥取県米子市宗像485番地20 破産者 梶谷 健斗 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第118号	広島県吳市広古新開7丁目32番26-202号 破産者 村木 聰太 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第134号	広島県吳市宮原6丁目3番1号 破産者 森 こころ 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第243号	愛媛県松山市今在家2丁目11番37号 ヴィラコメット111号 破産者 菊地 大地 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第281号
愛媛県松山市内浜町4番17号 山野ハイツ305号
破産者 長津 勝彦
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第294号
愛媛県松山市桑原4丁目9番46号 プロヴァンス桑原307号
破産者 林 亜弥
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第296号
愛媛県松山市勝山町2丁目151番地1 アパートハヤシハイツ302号
破産者 岡田 通
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第302号
愛媛県松山市若草町4番地1 ラフォール若草508号
破産者 山木 博志
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第309号
愛媛県松山市古三津5丁目4番35号
破産者 岡田 理
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第38号
愛媛県宇和島市和靈東町1丁目2番 和靈公営住宅団地7棟301号室
破産者 中村 三和
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和7年(フ)第68号
佐賀県唐津市和多田西山11番46号
破産者 大串 輝志
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第71号
佐賀県唐津市和多田大土井1番6号
破産者 石寄 風月
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第78号
佐賀県唐津市八幡町669番地18
破産者 柴田 錦二
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第537号
熊本市北区八景水谷1丁目6番38号 エスボワールカヤノⅣ 205
破産者 池邊 諭
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第43号
大分県速見郡日出町大字平道2043番地1
破産者 安部アリサ(旧姓清水)
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第46号
大分県杵築市大字守江969番地45 R31番館408
破産者 奈良 拓哉
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第47号
大分県杵築市大字猪尾58番地 メゾン中島202号室
破産者 神鳥 浩恵
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第435号
宮崎市祇園2丁目104番地 コーポラス杉尾205号
破産者 追田有希子
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第439号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3802番地21
破産者 黒木 凉子
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第150号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西5番2号 県営平城団地52-101棟11号
破産者 小園 勉
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第156号
宮崎県延岡市岡富町2077番地
破産者 磯野あきほ
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第39号
鹿児島県南九州市頬娃町別府235番地1
破産者 飯伏 未散
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

小規模個人再生による再生計画認可

令和7年(再イ)第50号
新潟市東区下山1丁目227番地7
再生債務者 豊岡 拓海
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年11月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年(再イ)第110号
埼玉県川口市西青木1丁目23番6号 ポボラーレ壱番館101号
再生債務者 横田 卓也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年11月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月15日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第4号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野36番地173
25棟
再生債務者 小笠原壯利
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月16日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和7年(再イ)第30号
和歌山市小倉72番地8
再生債務者 田中 佑人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月15日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第29号
大分県臼杵市大字家野1357番地の2
再生債務者 近藤 剛
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月15日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第36号 岐阜市日野東8丁目3番25号 再生債務者 向島 直宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第68号 大阪府松原市田井城4丁目9番20号 再生債務者 大橋 龍也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第397号 大阪府吹田市五月が丘東10番8-403号 再生債務者 柳川源和こと SONG WON HWA 宋 源和 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第12号 石川県小松市村松町160番地（従前の住所） 石川県小松市串町南197番地 ジュスティス101 再生債務者 西出 勇太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月16日 金沢地方裁判所小松支部
令和7年（再イ）第331号 大阪市淀川区東三国1丁目14番2号 アパート 新大阪 402号 再生債務者 田中 克政 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第18号 島根県松江市雜賀町1306番地 再生債務者 川津 絵美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月16日 松江地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第23号 福島県郡山市大槻町字下西田77番地の23 再生債務者 関沢 昌也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月16日 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和7年（再イ）第97号 京都府八幡市橋本糸ヶ上53番地の3 再生債務者 田野 一徳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月16日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第386号 大阪市平野区加美東4丁目17番26-406号 再生債務者 仙田 佳夫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第2号 長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷451番地 再生債務者 深浦 健吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 長崎地方裁判所五島支部	中日本高速道路株式会社公告第2号 中日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）1.(3)に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。 令和8年1月5日 E V路外充電サービス社会実験に関する割引の実施について (1) 割引をする自動車 （4）に定める指定インターチェンジ（以下「指定インターチェンジ」という。）から流出し、中日本高速道路株式会社が指定する急速充電設備で充電を行い、指定インターチェンジ流出後60分以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行する有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程第3条第4号に規定するセットアップを行った際に発行されるE T C車載器セットアップ証明書において、燃料の種類に電気の記載があるE T C2.0車。	中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 繩田 正
令和7年（再イ）第67号 大阪府富田林市喜志新家町1丁目3番10号 再生債務者 古林 龍也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第332号 大阪府東大阪市東石切町1丁目7番2号 再生債務者 島本由美子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月15日 大阪地方裁判所第6民事部	(2) 割引を適用した後の料金の額 本割引を適用した後の料金の額は、(1)に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。 (3) 実施する期間 令和8年1月6日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。 (4) 指定インターチェンジ 東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジ。 (5) 割引相互間の適用関係 本割引を適用した後の料金の額に、料金公告1.(2)に定める割引を適用するものとする。	

企業年金基金合併公告

当企業年金基金の合併について、確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第53条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

1. 合併認可年月日 令和8年1月1日
 2. 合併により消滅した企業年金基金の名称及び所在地 小売・サービス業企業年金基金 東京都文京区湯島3-21-10
令和8年1月5日

東京都港区芝大門一丁目1番地30号

G & E みらい企業年金基金
理事長 坂本 一成

企業年金基金變更公告

八十二銀行企業年金基金の名称に変更があるので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により、次のとおり公表します。

1. 変更後の基金の名称 八十二グループ企業年金基金
2. 変更前の基金の名称 八十二銀行企業年金基金
3. 変更年月日 令和8年1月1日

会和8年1月5日

長野県長野市

八十二グループ企業年金基金

八十二ノル・フ正業半金基並
理事長 橋代 章平

弁理士登録公告

令和7年12月10日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録

登 記
日 登録番号 氏名
月10日 23796 江原健史郎
月10日 23797 川井 夏子

登録抹消

年月日 登録番号 氏名 事由

和7年
1月9日

月 9 日
和 7 年 20917 山下 弘綱 申請抹消

月20日

和7年 7154 山下 賢三 申請抹消
月22日

和7年 0861 鈴木 常 申請桂洲

1980年 鈴木 手 申請抹消
月28日

令和7年 11月28日	12747	服部 妙子	申請抹消	11月1日	58448	大 阪	愛知県	俣野 龍平	9月26日	死亡	12634	東 京	本多 藤男
令和7年 11月30日	12887	森本 久実	申請抹消	11月1日	59514	第二東京	大 阪	淺田 祐実	9月28日	死亡	39888	東 京	宮崎 正仁
令和7年 11月30日	13634	中村 成美	申請抹消	11月1日	59584	兵庫県	大 阪	西口加史仁	10月12日	死亡	17245	東 京	山脇 智子
令和8年1月5日		日本弁理士会		11月1日	62134	愛知県	福岡県	村田 由昌	10月13日	死亡	14339	東 京	斎藤 義房
		弁護士名簿登録・登録換え・ 登録取消し		11月1日	63272	東 京	神奈川県	石松 谷平	10月15日	法17条1号	40879	広 島	斎村 美由紀
令和7年11月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。				11月1日	63861	大 阪	高 知	小林 徹	10月16日	死亡	14047	静 岡 県	塩沢 忠和
登録				11月1日	64746	大 阪	山口県	上住 亮裕	10月21日	死亡	9381	第二東京	長谷川朝光
(月 日) (登録番号) (所属会) (氏 名)				11月1日	65122	大 阪	第二東京	戸塚 大介	10月21日	死亡	24409	第一東京	伊東 幸人
11月1日 54437 東 京 遠矢 贊				11月1日	66353	茨城県	大 阪	田上周一朗	10月24日	死亡	15316	東 京	伊佐山芳郎
11月1日 58883 兵 庫 県 三宅友紀子				11月4日	65421	第一東京	大 阪	吉川里花子	10月25日	死亡	11093	大 阪	山本 忠雄
11月1日 62901 東 京 新留 亮太				11月14日	64119	大 阪	東 京	常田 真聖	10月26日	死亡	13749	兵 庫 県	前 哲夫
11月1日 67372 東 京 中村 孝				11月18日	23287	第二東京	静岡県	酒井 正史	10月27日	死亡	9547	東 京	岡野謙四郎
11月1日 67373 第一東京 斎藤 隆博				11月18日	29790	第二東京	茨城県	出村まり子 (大西まり子)	11月3日	死亡	7855	大 阪	三橋完太郎
11月1日 67374 神奈川県 高畠 久尚				11月18日	31462	第二東京	大 阪	伊藤 亜希 (田中 亜希)	11月5日	死亡	19711	第一東京	安保 智勇
11月4日 67375 第二東京 高橋 法照				11月18日	35925	東 京	兵庫県	中西優一郎	11月6日	死亡	14750	大 阪	比嘉 廉丈
11月4日 67376 第二東京 藤田 怡				11月18日	45565	山口県	福岡県	戸田 泰裕	11月6日	死亡	18569	香 川 県	川崎 達夫
11月20日 21208 第二東京 吉村美夏子				11月18日	50128	東 京	神奈川県	今井 信濃	11月7日	死亡	24805	東 京	小林 秀彦
11月20日 47382 第二東京 濱田 嘉秀				11月18日	51276	鹿児島県	第二東京	小里 佳嵩	11月7日	死亡	31377	新潟県	戸田 初雄
11月20日 47404 第二東京 小竹真樹子				11月18日	55809	福岡県	大 阪	石田 直也	11月14日	死亡	24165	第二東京	小澤 年樹
11月20日 55306 第二東京 金井有紀子				11月18日	56391	東 京	神奈川県	山本 峻暢	11月18日	請求	10643	福岡県	野中 英朗
11月20日 64962 神奈川県 岡崎 慎吾				11月18日	63322	第二東京	東 京	大橋 賢龍	11月18日	請求	12877	札 幌	佐藤 義雄
11月20日 67377 愛 知 県 新堀 敏彦				11月18日	64971	東 京	神奈川県	柴田 賢	11月18日	請求	17139	東 京	米川 勇
11月20日 67378 大 分 県 潤野 貴成				11月18日	65159	第二東京	大 阪	飯田 祐希	11月18日	請求	38774	第一東京	瀬田 英一
11月20日 67379 大 阪 岩井 具之				11月18日	65248	兵庫県	大 阪	宮脇 尚也	11月18日	請求	39694	第二東京	齊藤 信宰
登録換え				11月18日	67010	東 京	第二東京	青山 悅	11月18日	請求	41400	第二東京	谷本倫乙帆
(月 日) (登録番号) (新所) (旧所) (所属会) (氏 名)				11月19日	34248	愛 媛	第二東京	脇田 敬志	11月18日	請求	60369	第一東京	大坪 広実
11月1日 31816 香川県 東 京 菊山 葉子				11月20日	27114	金 沢	沖 繩	平良 卓也	11月18日	請求	61950	東 京	梶本 真帆
11月1日 32563 第一東京 兵庫県 後藤 啓二				11月20日	44428	三 重	愛知県	伊藤 朋紀	11月25日	請求	51952	東 京	山崎 勉
11月1日 39462 神奈川県 東 京 貞包慎太郎				11月25日					11月28日	請求	12541	東 京	中野 博保
11月1日 43078 福岡県 神奈川県 松澤 浩幸				11月25日					11月28日	請求	23555	東 京	須山 改保
11月1日 52361 東 京 長野県 塚田 佳史				11月25日					11月28日	請求	25632	神奈川県	松下雄一郎
11月1日 52926 神奈川県 静岡県 杉山 隼				11月25日					11月28日	請求	51727	東 京	浅見 宗市
11月1日 52929 大 阪 京都 都 萱谷 敏				11月25日					11月28日	請求	55887	第二東京	田村達太郎
11月1日 52987 滋賀 札幌 菅井 勇人				11月25日					11月28日	請求	58525	神奈川県	田中 由和
11月1日 56947 熊本県 福岡県 河野 雄輝				11月25日					11月28日	請求	65642	第二東京	奥川 恵司
11月1日 57410 奈 良 大 阪 岡本 桜				11月25日					11月30日	請求	15780	静岡県	加藤 静富
登録取消し				(月 日) (事由) (登録番号) (所属会) (氏 名)					11月30日	請求	16310	東 京	村 和男
				11月30日					11月30日	請求	21508	香 川 県	西紋 弘
				2月25日	死亡	7812	神奈川県	世古 晴次	11月30日	請求	43795	第二東京	福永 智子
				3月24日	死亡	27035	大 阪	畠 繁	11月30日	請求	50996	東 京	伊澤 文平
				8月1日	死亡	18997	第二東京	矢野 千秋	11月30日	請求	64242	山 口 県	安達夏洋子
				8月19日	死亡	20451	東 京	板橋 郁夫					日本弁護士連合会

弁護士氏名変更の公告

次のとおり、弁護士氏名の変更の届出がありましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名(旧)	氏名(新)
東京	63191	金子英里香	村山英里香
第二東京	61689	工藤 茗美	福島 茗美
第一東京	55140	和高 由佳	佐久間由佳
第一東京	60584	岡崎 芽依	伊奈 芽依
大阪	43475	林 慶子	加藤 慶子
大阪	58321	河原 里香	長谷川里香
大阪	45494	新田 祐里	井上 祐里
東京	63243	角三 爽香	佐藤 爽香
兵庫	43607	菱岡 悠子	太田 悠子
東京	58999	財 美奈子	多根井 美奈子
東京	65832	馬場理紗子	大久保 理紗子
東京	54279	尾崎友里子	松崎友里子
第一東京	54876	貴恵子	岩谷 貴恵子
第一東京	58101	山元 綾子	引間 綾子
第一東京	60518	渕井綾子	金子綾子
第二東京	31884	高橋 絹美	高橋 絹美
第二東京	59303	酒井 穂美	大友 穂美
第一東京	64489	加藤 幸喜	古谷沙裕喜
令和7年12月1日		土屋沙裕喜	日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、弁護士名簿に弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上 の氏名
大 阪	45494	井上 祐里子	新田 祐里子
第二東京	47404	小竹 真樹子	出田 真樹子
京 都	53339	曾崎 雄	曾崎 雄
第一東京	54876	岩谷 貴恵子	山元 貴恵子
第一東京	58101	引間 綾子	馬渕 綾子
大 阪	58321	長谷川 里香子	河原 里香子
兵 庫 県	58883	三宅友紀子	道友紀子
東 京	58999	多根井 美奈子	上美奈子
第二東京	59303	大友 将平	財将平
第一東京	60584	伊奈 芽依	加藤 芽依
第二東京	61689	福島 萌美	岡崎 萌美
東 京	63191	村山 英里香	工藤 英里香

外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第25条第2項の規定による外国法
事務弁護士の登録をしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日 登録番号 氏
令和7年 G1371 コウ・キヨウリ
11月1日

弁護士の職務上の氏名の廢止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
大阪府	43475	加藤慶子	加藤慶子
兵庫県	43607	太田悠子	太田悠子
第一東京	55140	佐久間由佳	佐久間由佳
令和7年12月1日		日本弁護士連合会	

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

(記章番号)	(所属会)	(氏名)
12541	東京	中野博保
16845	東京	中尾正信
61956	東京	門馬憲吾
20187	第一東京	太田種邦
43901	第一東京	松下翔治
31308	第二東京	小田法
43795	第二東京	福永智子
40415	神奈川県	細貝惟大
6758	大阪	辺澤朝雄
9474	大阪	山田正
16573	大阪	伊藤健一
27035	大阪	畠肇
48256	大阪	寺野善四郎
49124	京都	市田直志
12335	兵庫県	久保田壽一
25245	愛知県	庄司俊吉
23368	山口県	武波保男
27229	福岡県	小坂昌司
33464	札幌幌	山口達哉

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第1項の規定による外国法事務弁護士の登録の取消しをしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年 11月28日	請求	G 1088	ファディ・ナジ・キブラウイ	アメリカ合衆国 コロンビア特別区	第二東京
令和7年 11月30日	請求	G 1226	ジェフリー・ライアン・スウィガー	アメリカ合衆国 テキサス州	第一東京

令和7年12月1日

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏	名	職務上の氏名
第二東京	G1371	コウ・キヨウリ	高	興利
東京	G1375	チョウ・ウスウ	張	宇樞
第一東京	G1376	オウ・ショウレイ	汪	曉麗
第二東京	G1377	ゴ・セイ	吳	征
第二東京	G1380	コウ・ショウイ	江	承頤
第二東京	G1381	マリア・エレナ・ジブラニ		マリア・ジブラニ
第二東京	G1382	カクダ・マモル	角田	衛

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。記

1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
2 処分を受けた弁護士 氏名 高田 康章
登録番号 45,188
事務所 東京都千代田区神田神保町2-20-13 Y'Sコーラルビル3階

3 処分の内容 T.Y法律事務所 業務停止3月
4 処分が効力を生じた年月日 令和7年12月11日

令和7年12月15日 日本弁護士連合会
公立学校共済組合役員の退職

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

令和8年1月5日 公立学校共済組合理事長 丸山 洋司
(再任) 理事(非常勤) 渡部 理枝
任期満了年月日 令和7年12月10日
任命年月日 令和7年12月11日

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、60歳以上の男性、頭蓋骨のみ発見、骨折なし、着衣及び所持品なし
上記の者は、令和7年10月23日午後1時21分頃
に兵庫県淡路市久留麻1289番地の淡路市営東浦火葬場で発見されました。死亡日時は平成13年頃(推定)。身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管していますので、心当たりのある方は、当市健康福祉部地域福祉課まで申し出してください。

令和8年1月5日 兵庫県 淡路市長 戸田 敦大
特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者(以下所有者等)という。を確認できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

各務原市長 浅野 健司

解散公知

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年一月五日
札幌市豊平区月寒東五条十六丁目六番二二二号
丸産丸山工業有限会社
清算人 丸山 太一

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
宮城県富谷市成田九丁目一五番地一
株式会社アルテック建設
代表清算人 平岡 慎一

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
札幌市中央区北七条西十一丁目四番地一
ニヤドコル三陸
代表清算人 後藤 剛

解散公知
当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意による解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
札幌市八幡平市松尾第一九地割一八番地
共同会社畠山建装
代表清算人 畠山 義美

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
秋田県秋田市土崎港穀保町一三〇番二八
日通秋田運輸株式会社
代表清算人 阿部 透

解散公知
当社は、令和七年十二月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
秋田県鶴岡市日枝字海老島一三七番地一
サンイースト二〇一号
共同会社 r o o m s o 4
代表清算人 松浦 紀子

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
山形県鶴岡市日枝字海老島一三七番地一
サンイースト二〇一号
共同会社 r o o m s o 4
代表清算人 松浦 紀子

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
岩手県盛岡市神子田町九番四八号
株式会社エスリンク
代表清算人 潤川 淳

解散公知
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
北海道中川郡美深町字東一条南一丁目六番地
株式会社水本電器商会

解散公知
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
山形県天童市大字老野森三三一一番地一
株式会社アップルワイヤレスコープレー
ン

解散公知
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
宮城県仙台市若林区卸町五丁目二番九号
北海道・東北フィールズ販売株式会社
代表清算人 山中 裕之

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
株式会社アルテック建設
代表清算人 平岡 慎一

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
札幌市豊平区月寒東五条十六丁目六番二二二号
丸産丸山工業有限会社
清算人 丸山 太一

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
札幌市中央区北七条西十一丁目四番地一
ニヤドコル三陸
代表清算人 後藤 剛

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
秋田県秋田市土崎港穀保町一三〇番二八
日通秋田運輸株式会社
代表清算人 阿部 透

解散公知
当社は、令和七年十二月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
秋田県鶴岡市日枝字海老島一三七番地一
サンイースト二〇一号
共同会社 r o o m s o 4
代表清算人 松浦 紀子

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
山形県鶴岡市日枝字海老島一三七番地一
サンイースト二〇一号
共同会社 r o o m s o 4
代表清算人 松浦 紀子

解散公知
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
岩手県盛岡市神子田町九番四八号
株式会社エスリンク
代表清算人 潤川 淳

解散公知
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
北海道中川郡美深町字東一条南一丁目六番地
株式会社水本電器商会

解散公知
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
山形県天童市大字老野森三三一一番地一
株式会社アップルワイヤレスコープレー
ン

解散公知
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一号
ピアールエスエス株式会社

代表清算人 伊藤 成幸

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一号
株式会社リラライズ

代表清算人 伊藤 成幸

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一号
株式会社成幸社

代表清算人 伊藤 成幸

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一号
イムノサポート株式会社

代表清算人 伊藤 成幸

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都渋谷区渋谷四丁目三番二七一六〇四号
ブリッジT&C株式会社

代表清算人 小嶋 崇文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都文京区後楽二丁目一四番一五号
有限会社CHUNICORPORATION

清算人 渡邊 治彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング

清算人 鈴木 勝也

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区港南二丁目一五番三号
株式会社沖縄活性化ソリューションズ

代表清算人 池田 力

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
一般社団法人KIRF

代表清算人 武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
一般社団法人KIRF

代表清算人 外崎 駿

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都日野市豊田三丁目二八番地の三
株式会社N

代表清算人 江川 昌史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区柿の木坂二丁目二五番八号
株式会社アット・シー

代表清算人 江川 昌史

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区新橋二丁目一九番二号リブロ新橋和心システム内
株式会社O'DC

代表清算人 飯干 徳勝

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング

神山町プロパティ同会社
清算人 三品 貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月二十六日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

福岡マネージメント合同会社
清算人 福岡一般社団法人
職務執行者 松澤 和浩

東京都千代田区丸の内一丁目一二番一号
福岡マネージメント合同会社
清算人 福岡一般社団法人
職務執行者 松澤 和浩

東京都立川市市幸町五丁目三八番地の一
有限会社多摩合成
清算人 土方 利光

東京都立川市市幸町五丁目三八番地の一
有限会社多摩合成
清算人 土方 利光

東京都立川市市幸町五丁目三八番地の一
有限会社多摩合成
清算人 土方 利光

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
一般社団法人KIRF
代表清算人 武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング
神山町プロパティ同会社
清算人 三品 貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月5日

東京都大田区東馬込一丁目三九番一三号馬込アパートメント二〇二 株式会社青清

代表清算人 西村 直起

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月5日

東京都渋谷区円山町五番五号Navi渋谷

合同会社スキナコツタ 清算人 谷田さくら

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月5日

東京都江戸川区本一色一丁目二四番一六号

有限会社ソルステイズ 清算人 南 美布

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月5日

東京都中央区銀座一丁目三番九号

一般社団法人予防カウンセリング協会
代表清算人 原田竜一郎

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月5日

令和八年一月五日 東京都中央区日本橋本町四丁目一番一三号 スリーピード日本橋ビル一階 株式会社ケイ・エス・カード販売 清算人 鈴木 重義

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京俱楽部ビルディング一階 Individuumed Japan 合同会社 清算人 ハートムート・ユール

当社は、令和七年十二月三十一日付社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都中野区中野二丁目二番二号株式会社 へるす出版内 一般社団法人日本救急往診協会 代表清算人 野口 英一

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都世田谷区桜三丁目二八番三号バナ山 吹六号室 有限会社ヤマト商会 清算人 藤野 大和

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都港区虎ノ門五丁目一番四号 グレープ特定目的会社 代表清算人 福永 隆明

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都大田区池上六丁目二四番四号 有限会社松尾商事 清算人 松尾 栄子

当法人は、令和七年十二月三十一日付社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都中央区京橋二丁目六番六号 株式会社コーヒーセイ 代表清算人 清水 浩一

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都千代田区東神田二丁目九番一六号五 黒白品味株式会社 代表清算人 余 美婷

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号 グレープ特定目的会社 代表清算人 福永 隆明

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋工社 ダグラム エクイス環境ウエスト合同会社 代表清算人 羽鳥 智則

令和八年一月五日

東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋工社 ダグラム エクイス環境ウエスト合同会社 代表清算人 羽鳥 智則

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和八年一月五日 東京都千代田区東神田二丁目九番一六号五 黒白品味株式会社 代表清算人 余 美婷

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月5日

東京都千代田丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階四五A 株式会社ハクチヨウ

代表清算人 宮原 一東

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

横浜市都筑区池辺町四〇三四番地

代表清算人 増山 信明

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社M R N Y

代表清算人 神田 啓子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

横浜市都筑区大棚町一五七番地

代表清算人 龍澤 泰介

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社フューザー

代表清算人 高橋進一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目七番八号

代表清算人 高橋進一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県横浜市緑区長津田三丁目二五番一六号

代表清算人 田中 薫子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社エイ・ピーワーク

代表清算人 田中 薫子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県横浜市緑区長津田三丁目二五番一六号

代表清算人 田中 薫子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社サンエーベンジニアリング

代表清算人 河合 敬子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

横浜市都筑区中川中央一丁目七番七号

代表清算人 河合 敬子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社ドリーム

代表清算人 酒井 克之

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社島口建設工業

代表清算人 島口 美智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

富山県富山市婦中町上田島一三八番地の二

代表清算人 篠 祐治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

福井県坂井市丸岡町友末第一号一四番地

代表清算人 篠 祐治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

レンシン製薬株式会社

代表清算人 篠 祐治

解散公告

当社は、令和三年八月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

相模原市中央区共和二丁目三番二号一四〇五

株式会社エスワイシステムズ

代表清算人 庭瀬 友昭

解散公告

当社は、令和三年八月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県大和市大和東三丁目一四番九号

代表清算人 神田 啓子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社かんだ

代表清算人 中野 雄二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三四九一番地六

代表清算人 梶 正敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社ブランニングオフィス・ゼロ

代表清算人 梶 正敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三四九一番地六

代表清算人 梶 正敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目一八番五十三三〇九号

代表清算人 池田 武弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

株式会社ブレインボックス

代表清算人 池田 武弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目一八番五十三三〇九号

代表清算人 池田 武弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

神奈川県横浜市緑区長津田三丁目二五番一

代表清算人 池田 武弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社島口建設工業

代表清算人 島口 美智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

小松製瓦株式会社

代表清算人 池田勇一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

石川県金沢市彦三町一丁目二番一号アソルティ

代表清算人 金沢彥三ビル五階

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社マルホ商事

代表清算人 芝田 正虎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

石川県金沢市彦三町一丁目二番一号アソルティ

代表清算人 金沢彥三ビル五階

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社ドリーム

代表清算人 酒井 克之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

石川県珠洲市正院町正院二丁目一番地二

代表清算人 酒井 克之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

清算人 酒井 克之

代表清算人 河合 敬子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社ドリーム

代表清算人 河合 敬子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

清算人 河合 敬子

代表清算人 河合 敬子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

有限会社オール・プランニング

代表清算人 田中 薫子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

富山県富山市婦中町上田島一三八番地の二

代表清算人 田中 薫子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

レンシン製薬株式会社

代表清算人 篠 祐治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月5日

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

三重県伊賀市上野丸之内一番地

有限公司上野不動産
清算人 伊藤めぐみ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

京都府八幡市橋本意足三〇番地三

株式会社発明推進センター
代表清算人 風早 智美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市浪速区桜川四丁目一一番四号

株式会社綠応科学研究所
代表清算人 鳴川 積

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪府大阪市西区南堀江一丁目七番四号

関西フィールズ販売株式会社
代表清算人 山中 裕之

解散公告

当社は、令和七年十二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号JMF
ビル北浜01 (九階) 株式会社HN

代表清算人 岡田 英利

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

京都府八幡市橋本意足三〇番地三

株式会社A B S
代表清算人 横田 佳弘

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市都島区東野田町二丁目九番七号

株式会社ABS
代表清算人 横田 佳弘

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪府大阪市若江北町三丁目二番三四号

株式会社八生企画事務所
代表清算人 鶴尾 智子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目一一番七号

株式会社光新運輸
代表清算人 辻村 敏夫

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪府大阪市住之江区西住之江三丁目一四番一二号

株式会社大谷農豊
代表清算人 大谷 康治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪府堺市西区浜寺諫訪森町東一丁五四番地一〇

株式会社アイディイ
代表清算人 中本 和哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市阿倍野区西田辺町一丁目二〇番九一
二〇一号 株式会社Kツインクル

代表清算人 森本ひとみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪府堺市西区浜寺諫訪森町東一丁五四番番地一〇

株式会社アイディイ
代表清算人 中本 和哉

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市東住吉区湯里三丁目一八番七号ウイ
ングコート南栄五〇一號株式会社ワイズダム
代表清算人 辻 拓弥

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市中央区平野町二丁目三番七号アーバ
ンエース北浜ビル一階

代表清算人 高見 浩子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

三重県伊賀市上野丸之内一番地

有限公司上野不動産
清算人 伊藤めぐみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

京都府八幡市橋本意足三〇番地三

株式会社A B S
代表清算人 横田 佳弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市都島区東野田町二丁目九番七号

株式会社ABS
代表清算人 横田 佳弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市浪速区桜川四丁目一一番四号

株式会社綠応科学研究所
代表清算人 鳴川 積

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

京都府八幡市橋本意足三〇番地三

株式会社A B S
代表清算人 横田 佳弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市都島区東野田町二丁目九番七号

株式会社ABS
代表清算人 横田 佳弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市浪速区桜川四丁目一一番四号

株式会社綠応科学研究所
代表清算人 鳴川 積

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日付総社員の同意により同日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

兵庫県西宮市神園町二番一一七〇七号

キューダブラ合同会社
清算人 ハルステッド・パトリック・ハワード

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

兵庫県たつの市誉田町福田三二六番地

松本ニット有限会社
清算人 松本 英樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

兵庫県三田市上井沢三二六番地一

株式会社エーアールコンサルティング
代表清算人 井之上裕一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

奈良県大和郡山市千日町二五番地の一

株式会社そば処御幸
代表清算人 中村 健

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

岡山県岡山市東区西大寺中三丁目七番二七号

株式会社津田屋
代表清算人 阿部 公明

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

岡山県岡山市東区西大寺中三丁目七番二七号

株式会社トータルコミュニケーションズ
代表清算人 上西 幸二

令和八年一月五日

奈良県橿原市菖蒲町四丁目三番一七号

株式会社トノムラ
代表清算人 殿村夫佐子

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五六五番地一

マース株式会社
代表清算人 中山 智之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

和歌山県新宮市谷王子町一番地の一

有限会社ケイエフ
清算人 藤岡 幹士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

島根県松江市朝日町四八三番地

有限会社吉岡電工
清算人 吉岡 榮次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

岡山県笠岡市大井南二八番地の五

有限会社ティーノ
清算人 知野見英樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

広島県福山市神辺町大字川南七二五番地の五

有限会社マルシヨウ
清算人 岡本 哲二

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

広島県福山市神辺町大字川南七二五番地の五

有限会社マルシヨウ
清算人 岡本 哲二

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

広島県周南市有楽町四〇番地

e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県下関市卸新町一〇番地の三

KUTU株式会社
代表清算人 堀川 国彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

広島市中区国泰寺町二丁目四番七号

松栄商事有限公司
清算人 松尾 康子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県岩国市黒磯町一丁目二番一一号
有限会社時藤商会
清算人 小田 隆江

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県岩国市黒磯町一丁目二番一一号
有限会社時藤商会
清算人 小田 隆江

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

山口県周南市有楽町四〇番地
e-lteam株式会社
代表清算人 松本 学

解散公告

解散公告	
当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 山口県周南市周陽二丁目二番五五号周南アパート一〇三号室 株式会社オールフレンズ山口 代表清算人 杉岡美智子	
解散公告	
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 香川県観音寺市植田町四九番地一 有限会社清水モータース 清算人 清水 町子	
解散公告	
当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 愛媛県四国中央市土居町畠野四一二番地二 有限会社深川工業 清算人 深川 航一	
解散公告	
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 令和八年一月五日	
解散公告	
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡県糟屋郡宇美町原田一丁目一六番四一号 株式会社I.N.G.鉄工所 代表清算人 山口 良	
解散公告	
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市博多区博多駅南五丁目七番三六号 野村鋼機株式会社 代表清算人 野村 憲司	
解散公告	
当社は、令和七年十二月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市博多区博多駅南五丁目七番三六号 F.A.L企画株式会社 代表清算人 野村 直樹	
解散公告	
当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡県久留米市津福今町一六〇番地一 株式会社F.A.L企画 代表清算人 野村 直樹	
解散公告	
当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡県福津市西福間一丁目二〇番七号 中園商店合同会社 清算人 中園 哲郎	
解散公告	
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡県福岡市博多駅東二丁目七番五八号 九州フィールズ販売株式会社 代表清算人 山中 裕之	
解散公告	
当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市博多区博多駅東二丁目六番二三号博多駅前第二ビル七階 グランツ株式会社 代表清算人 寺崎 兼司	
解散公告	
当社は、株主総会の決議により令和七年十二月二十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市城南区片江一丁目一番一〇号 株式会社フジテクロン 代表清算人 藤川 美由貴	
解散公告	
当社は、令和七年十二月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市城南区片江一丁目一番一〇号 株式会社ゴーリングカンカラック 代表清算人 牛島 博臣	
解散公告	
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市博多区吉塚七丁目二一一四フエリシ ア吉塚ロジックスa棟a5 株式会社ゴーリングカンカラック 代表清算人 牛島 博臣	
解散公告	
当社は、令和七年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年一月五日 福岡市福津市西福間五丁目一三番一二号 株式会社オーバーカム 代表清算人 牛島 博臣	

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告
この度、令和七年十二月三十一日で利用終了しました協同組合大社ショッピングセンターにつきまして、「商品券」及び「商品券春夏秋冬」第一項等の規定に基づき、次のとおり払戻しを行います。 未使用の「商品券」及び「商品券春夏秋冬」をお持ちのお客様は、令和八年一月五日十時から令和八年二月二十一日十七時までの間に、当協同組合までご持参ください。 なお、右期間内にお申し出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。
令和八年一月五日 協同組合大社ショッピングセンター 電話 球根県大社町北荒木六二五番地二 ○出雲市大社町北荒木六二五番地二 八五三一五三七五

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さいます。

令和八年一月五日

鹿児島県姶良郡湧水町木場二六七八番地

株式会社英設計

代表清算人 龜澤 英憲

解散公告
当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さいます。

令和八年一月五日

鹿児島県奄美市名瀬幸町一六番二四号

特定非営利活動法人うなりネット

清算人 木下 章子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

鹿児島県奄美市下龍尾町一三番一三号(フジエビ ル二F)

代表清算人 藤崎 厚一

解散公告(第一回)

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

沖縄県那覇市小禄二丁目三番地五

合同会社ピチピアノ館
清算人 幸喜小百合

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年九月二十八日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

仙台市泉区八乙女二丁目一二番地の二

医療法人社団回陽堂

清算人 高橋 克子

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年十二月三十一日福井県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

福井県三方上中郡若狭町天徳寺第三四号六番地(天徳寺会館内)

天徳寺生産森林組合

清算人 三木 浩史

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年十二月一日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

岐阜県本巣市佐原一四九番地

佐原生産森林組合

清算人 浅野 秀治

解散公告(第一回)

当公社は、令和七年十二月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

鹿児島市下龍尾町一三番一三号(フジエビ ル二F)

株式会社ダイシン

清算人 木下 章子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

仙台市泉区八乙女二丁目一二番地の二

医療法人社団回陽堂

清算人 井上 艶子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

愛媛県松山市竹原四丁目二番六二号

医療法人ツバキ歯科

清算人 猪野恵一郎

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月二十六日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

愛媛県大洲市新谷町甲九六番地松葉屋ビル

医療法人浩寿会

清算人 中村佳寿美

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

福岡市早良区荒江三丁目一五番二一号

医療法人上月内科医院

清算人 太田 友樹

解散公告(第一回)

当組合は、平成三十一年一月十七日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年十二月二十六日)の翌日から二箇月以内に清算人に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

熊本県菊池市旭志新明字登里肥一〇二三番地

農事組合法人新明養豚生産組合

清算人 坂田 正邦

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和七年十一月十日京都府知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年十二月二十六日)の翌日から二箇月以内に清算人に申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

京都府京丹後市網野町網野二八二四

清算法人網野町字網野土地改良区

清算法人網野町字網野二八二四

代表清算人 梅田 和男

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年三月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年十二月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

大阪市東成区大今里二丁目三四番九号

日本メノナイトブレザレン教団大阪バイブルチャーチ

清算人 藤川 直孝

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年九月一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

福岡市早良区荒江三丁目一五番二一号

医療法人上月内科医院

清算人 太田 友樹

第22期決算公告 令和7年9月29日

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ミッドタウン・タワー41階

ハーバート・スミス・マネージメント・サービス株式会社

代表取締役 アンドリュー・ジョン・ブレイコー

貸賃借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目 金額(千円)

資の 産部 流動資産 合計 15,221,880

資の 産部 固定資産 227,197

負の 資産及ぼす 負債 15,449,078

資の 産部 流動資本 14,342,588

資の 産部 固定資本 1,044,841

資の 産部 余資 10,000

資の 産部 利益 1,096,489

資の 産部 その他利益 1,096,489

資の 産部 金利 (うち当期純利益) (61,647)

負債・純資産合計 15,449,078

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市明楽寺町七七九番地、最後の住所兵庫県西脇市明楽寺町七七九番地

被相続人 亡 清漸くに子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和8年1月5日

兵庫県加東市社五〇八番地四白池ビル一階
やしき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 圭孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島下の町十丁目四三六番地、最後の住所岡山県倉敷市下津井一三三八番地

被相続人 亡 岡田 太志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和8年1月5日

岡山県倉敷市児島下の町三丁目八番四一号

相続財産清算人 盛武 晴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市楠木二丁目一番、最後の住所山口県周南市楠木二丁目一番一四一三〇一一号

被相続人 亡 岡本 臣弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和8年1月5日

山口県周南市縫町一丁目四七番地美重ビル

二階 中坪法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区警固一丁目三三一番地、最後の住所福岡県福岡市東区馬出二丁目二九番一〇号ロフトハウス松岡一〇一号

被相続人 亡 足立 勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和8年3月10日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和8年1月5日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番三八号

チサンマンショント神田三一五号

相続財産清算人 司法書士 本田 昇

不在者財産管理人による供託公告

一 二 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 横山 淳

住所 新潟県新潟市中央区姥ヶ山四丁目一三番一五号 ハイツブルーB号

生年月日 昭和五十二年三月三十一日

供託所 新潟地方法務局

供託番号 令和7年度金第四八〇号
供託金額 三〇五、六八三円

裁判所 新潟家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件
事件番号 令和六年(家)第一五〇九六号

令和8年1月5日

新潟県新潟市中央区東中通一番町八六番地五
一 新潟東中通ビル一階 白山パーク法

律事務所

不在者財産管理人 丸山 央

不在者財産管理人による供託公告

一 二 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 猪俣 直也

住所 新潟市東区紫竹六丁目二五番一号

レンド紫竹1101号

生年月日 昭和五十七年十一月十一日

供託所 新潟地方法務局

供託番号 令和7年度金第四七七号
供託金額 一、四〇〇、〇〇〇円

裁判所 新潟家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件
事件番号 令和六年(家)第一五〇五八号

令和8年1月5日

新潟市中央区東中通一番町八六番地五
一 新潟東中通ビル三階 新潟中央法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 今野江里子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和8年1月5日

記

〔掲載順序〕

- ①商号 ②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合） ⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合） ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）
- ⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）
- ⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

*冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となつた場合をあらわす。

B ①キャスト・トラベルパートナー ②第3種旅行業 ③宮城県知事登録旅行業第3-317号 ④キャスト・トラベルパートナー 宮城県仙台市太白区西中田六丁目13番15-1408号 山崎孝廣 ⑤本社営業所 宮城県仙台市太白区西中田六丁目13番15-1408号 平成18年10月6日 ⑥令和7年10月31日 ⑦300万円 ⑧宮城県知事 ⑨宮城県仙台市太白区西中田六丁目13番15-1408号 キャスト・トラベルパートナー 山崎孝廣

①株式会社Resort&Co. ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8332号 ④株式会社Resort&Co. 東京都渋谷区渋谷2-22-6 幸和ビル10階いいオフィス渋谷東口 代表取締役 高木紀和 ⑤東京営業所 東京都品川区西五反田5-20-4 L A P i S不動前104号室 ⑥令和5年3月9日 ⑦令和7年10月2日 ⑧300万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都渋谷区恵比寿一丁目10-6 清園ビル4Fいいオフィス恵比寿 株式会社Resort&Co. 代表取締役 高木紀和

B ①ファーストユナイテッド株式会社（有品旅行社） ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8062号 ④ファーストユナイテッド株式会社 東京都北区豊島一丁目38番10-102号 代表取締役 渡邊ひとみ ⑤本社営業所 東京都北区豊島1-38-10-102室 ⑥令和3年1月21日 ⑦令和7年10月16日 ⑧300万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都北区豊島一丁目38番10-102号 ファーストユナイテッド株式会社 代表取締役 渡邊ひとみ

B ①株式会社西庄村治商店 ②第2種旅行業 ③京都府知事登録旅行業第2-933号 ④株式会社西庄村治商店 京都市中京区室町通二条下ル蛸薬師町286 代表取締役 西村健太郎 ⑤本社 京都市中京区室町通二条下ル蛸薬師町286 ⑥令和5年11月9日 ⑦令和7年11月25日 ⑧1100万円 ⑨京都府知事 ⑩株式会社西庄村治商店 京都市中京区室町通二条下ル蛸薬師町286 代表取締役 西村健太郎

B ①エクシードトラベル ②第2種旅行業 ③広島県知事登録旅行業第2-224号 ④山田康視 広島県府中市上下町1817-16 ⑤エクシードトラベル 広島県府中市上下町1817番地2 ⑥平成4年9月7日 ⑦令和7年9月30日 ⑧1100万円 ⑨広島県知事 ⑩広島県府中市上下町1817-16 山田康視

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和8年1月5日

記

〔掲載順序〕（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

*冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①株式会社ジェーピーツーワン ②第1種旅行業 ③観光庁長官登録旅行業第1888号 ④株式会社ジェーピーツーワン 静岡県三島市一番町15番19号 代表取締役 杉本浩一 ⑤本社営業所 静岡県三島市一番町15番19号TGビル7階 ⑥平成20年7月29日 ⑦令和7年12月2日 ⑧1400万円 ⑨7000万円

以上1件

東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
一般社団法人日本旅行業協会
会長 高橋 広行

A ①株式会社YUMEプラン ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-6992号 ④株式会社YUMEプラン 東京都葛飾区高砂三丁目1番1号 代表取締役 吉田正 ⑤本社営業所 東京都葛飾区高砂三丁目1番1号 ⑥平成27年9月3日 ⑦令和7年9月3日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①秩父鉄道観光バス株式会社 ②第2種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第2-791号 ④秩父鉄道観光バス株式会社 熊谷市曙町一丁目1番地 代表取締役 渡邊朋夫 ⑤本社営業所 熊谷市曙町一丁目1番地 ⑥平成9年9月16日 ⑦令和7年10月7日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社美浜観光サービス ②第2種旅行業 ③愛知県知事登録旅行業第2-1165号 ④株式会社美浜観光サービス 知多郡美浜町大字野間字富具崎158番地1 代表取締役 原一臣 ⑤本社営業所 知多郡美浜町野間字須賀91番地の1 ⑥平成16年8月27日 ⑦令和6年8月27日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①一空 ②第3種旅行業 ③沖縄県知事登録旅行業第3-463号 ④上田健次郎 那覇市松川1丁目3番15号 ⑤本社営業所 那覇市安里3-1-13下地ビル3階 ⑥令和5年1月18日 ⑦令和7年11月18日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上4件

東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 近藤 幸二

〔仮称〕千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価書の作成の公告

環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価書（以下、「評価書」）の作成について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社千葉袖ヶ浦パワー

代表者 代表取締役社長 鈴木 淳一

所在地 東京都墨田区江東橋四一九一七二

あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル七階

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称 （仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所
建設計画

種類 ガスタービン及び火力

規模 出力百九十五万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

千葉県袖ヶ浦市中袖二二二他

四、関係地域の範囲

千葉県袖ヶ浦市、市原市及び木更津市

五、評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

（一）縦覧場所

千葉県環境生活部環境政策課（千葉市中央区市場町1-1 本庁舎三階）／君津地域振興事務所地域環境保全課（木更津市貝瀬二一

一二一三四 君津合同庁舎二階）／袖ヶ浦市

環境経済部環境管理課（袖ヶ浦市坂戸市場

一一一 中庁舎五階）／市民会館（昭和交流

センター）（袖ヶ浦市坂戸市場一五六六）／長

浦交流センター（長浦公民館）（袖ヶ浦市霞波

五二三一）／根形交流センター（根形公民

館）（袖ヶ浦市下新田一七七）／平岡交流七

ンタ－（平岡公民館）（袖ヶ浦市野里一五六

三一）／平岡交流センター（平岡公民館）（袖

ヶ浦市横田一五一）／市原市環境部環境

管理課（市原市国分寺台中央二二二） 第

二 庁舎五階）／姉崎文所（市原市姉崎二二五
〇一）／有秋支所（市原市有秋町西一三二一

二二）／木更津市環境部環境政策課（木更津市
潮浜二一一クリーンセンター内）／木更津市

市役所朝日庁舎行政資料コーナー（木更津市
朝日二二八一）／岩根公民館（木更津市高

柳二二一一）／中郷公民館（木更津市井尻

七八九 金田出張所（木更津市金田東六一
一一一）／（仮称）千葉袖ヶ浦パワー事務所（東

京都墨田区江東橋四一九一七二 あいおい
ニッセイ同和損保錦糸町ビル七階）

（二）縦覧期間

令和八年一月五日（月）から令和八年二月
四日（水）まで。ただし、自治体の施設につ
いては、閉庁日・閉館日は除きます。当社事
務所については、土曜日、日曜日、祝日は除
きます。

（三）縦覧時間

自治体の施設については、各施設の開館時
間によります。当社事務所については、午前
九時から午後五時まで。

（四）インターネットによる公表

当社ホームページ

URL https://www.cspower.co.jp/

（五）インターネットによる公表期間

令和八年一月五日（月）から令和八年二月
四日（水）まで

（六）お問い合わせ先

（仮称）千葉袖ヶ浦パワー

電話 〇三一六六五九一六七一

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時か
ら午後五時まで）

令和八年一月五日

東京都墨田区江東橋四一九一七二

あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル七階

株式会社千葉袖ヶ浦パワー

代表取締役社長 鈴木 淳一

第13期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーウェストハムリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 81,161
	固定 資産 13,560,455
資 産 合 計	13,641,616
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 1,093,038
	固定 負債 12,546,217
	株主 資本 2,361
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △639
	(うち当期純損失) △639
負債・純資産合計	13,641,616

第13期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーアイストボーンリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 80,136
	固定 資産 13,524,284
資 産 合 計	13,604,420
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 1,077,313
	固定 負債 12,525,751
	株主 資本 1,356
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △644
	(うち当期純損失) △644
負債・純資産合計	13,604,420

第44期決算公告 令和7年12月1日
山形県酒田市北新橋2-12-1
株式会社庄内互助センター
代表取締役 斎藤 強
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,163
	固定 資産 1,107
資 産 合 計	2,270
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 177
	固定 負債 1,960
	退職給付引当金 1
	雑収入復活引当金 3
	その他の資本 1,956
	株主 資本 133
	資本 利益 100
	その他利益 33
	余 金 33
	(うち当期純利益) △18
負債・純資産合計	合 計 2,270

第5期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーサウスポートリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 110,015
	固定 資産 8,630,487
資 産 合 計	8,740,502
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 460,458
	固定 負債 8,278,323
	株主 資本 1,721
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △1,279
	(うち当期純損失) △1,279
負債・純資産合計	8,740,502

第4期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービークラークキーリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 2,303
	固定 資産 10,812,907
資 産 合 計	10,815,210
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 713,506
	固定 負債 10,099,853
	株主 資本 1,851
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △1,149
	(うち当期純損失) △1,149
負債・純資産合計	10,815,210

第16期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーカーライルリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 47,001
	固定 資産 10,646,030
資 産 合 計	10,693,031
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 927,234
	固定 負債 9,764,864
	株主 資本 933
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △2,067
	(うち当期純損失) △2,067
負債・純資産合計	10,693,031

第3期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービースタンモアリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 2,690
	固定 資産 13,040,337
資 産 合 計	13,043,027
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 659,475
	固定 負債 12,381,413
	株主 資本 2,139
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △861
	(うち当期純損失) △861
負債・純資産合計	13,043,027

第16期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーサルフォードリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 5,321
	固定 資産 10,884,539
資 産 合 計	10,889,860
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 927,879
	固定 負債 9,960,888
	株主 資本 1,093
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △1,907
	(うち当期純損失) △1,907
負債・純資産合計	10,889,860

第5期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーサラゴサリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 364,677
	固定 資産 18,054,756
資 産 合 計	18,419,433
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 1,041,752
	固定 負債 17,375,061
	株主 資本 2,620
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △380
	(うち当期純損失) △380
負債・純資産合計	18,419,433

第16期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーバンガーリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 17,756
	固定 資産 3,653,274
資 産 合 計	3,671,030
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 354,058
	固定 負債 3,316,459
	株主 資本 513
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △2,487
	(うち当期純損失) △2,487
負債・純資産合計	3,671,030

第16期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーチェルムスフォードリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 40,070
	固定 資産 8,541,495
資 産 合 計	8,581,565
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 811,192
	固定 負債 7,771,361
	株主 資本 3,988
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △3,988
	(うち当期純損失) △3,988
負債・純資産合計	8,581,565

第4期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーストックポートリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 58,772
	固定 資産 8,716,746
資 産 合 計	8,775,518
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 418,979
	固定 負債 8,354,598
	株主 資本 1,941
	資本 利益 3,000
	その他利益 3,000
	余 金 △1,059
	(うち当期純損失) △1,059
負債・純資産合計	8,775,518

第8期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーベンモアリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 70,339
	固定 資産 17,980,380
資 産 合 計	18,050,719
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,096,528
	固定 負債 16,952,392
	株主 資本 1,799
	資本 利益 3,000
	利益 剰余金 △1,201
	その他 利益 剰余金 (うち当期純損失) △1,201
負債・純資産合計	(156)
	18,050,719

第7期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーブラッドフォードリース 株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 91,225
	固定 資産 14,278,641
資 産 合 計	14,369,866
負純 資産 及の び部	流動 負債 991,033
	固定 負債 13,376,940
	株主 資本 1,893
	資本 利益 3,000
	利益 剰余金 △1,107
	その他 利益 剰余金 (うち当期純損失) △1,107
負債・純資産合計	(163)
	14,369,866

第8期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーパンプロナリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 113,937
	固定 資産 6,115,455
資 産 合 計	6,229,392
負純 資産 及の び部	流動 負債 326,942
	固定 負債 5,900,915
	株主 資本 1,535
	資本 利益 3,000
	利益 剰余金 △1,465
	その他 利益 剰余金 (うち当期純損失) △1,465
負債・純資産合計	(136)
	6,229,392

第4期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーラップフルズブレイスリース 株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 2,303
	固定 資産 10,812,907
資 産 合 計	10,815,210
負純 資産 及の び部	流動 負債 713,506
	固定 負債 10,099,853
	株主 資本 1,851
	資本 利益 3,000
	利益 剰余金 △1,149
	その他 利益 剰余金 (うち当期純損失) △1,149
負債・純資産合計	(145)
	10,815,210

第8期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーマラガリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 114,948
	固定 資産 6,482,791
資 産 合 計	6,597,739
負純 資産 及の び部	流動 負債 343,880
	固定 負債 6,251,869
	株主 資本 1,990
	資本 利益 3,000
	利益 剰余金 △1,010
	その他 利益 剰余金 (うち当期純損失) △1,010
負債・純資産合計	(130)
	6,597,739

第8期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーマヨルカリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 114,588
	固定 資産 6,019,220
資 産 合 計	6,133,808
負純 資産 及の び部	流動 負債 321,416
	固定 負債 5,809,965
	株主 資本 2,427
	資本 利益 3,000
	利益 剰余金 △573
	その他 利益 剰余金 △573
負債・純資産合計	(123)
	6,133,808

第6期決算公告 令和8年1月5日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社K o i n i w a
代表取締役社長 樋口 智裕
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 629,819
	固定 資産 35,700
資 産 合 計	665,519
負純 資産 及の び部	流動 負債 161,671
	固定 負債 1,700,000
	株主 資本 △1,196,151
	資本 利益 50,000
	利益 剰余金 50,000
	その他 利益 剰余金 50,000
	△1,296,151
	△1,296,151
	(324,533)
合 計	665,519

第3期決算公告 令和8年1月5日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社バンク・オブ・インキュベーション
代表取締役社長 樋口 智裕
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 273,828
	固定 資産 273,828
資 産 合 計	273,828
負純 資産 及の び部	流動 負債 20,813
	固定 負債 500,000
	株主 資本 △246,985
	資本 利益 10,000
	利益 剰余金 10,000
	△266,985
	△266,985
	(155,260)
合 計	273,828

第3期決算公告 令和7年11月7日
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エヌビービーワットフォードリース株式会社
代表取締役 東 正憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 2,656
	固定 資産 13,040,344
資 産 合 計	13,043,000
負純 資産 及の び部	流動 負債 659,475
	固定 負債 12,381,413
	株主 資本 2,112
	資本 利益 3,000
	△888
	△888
	(384)
負債・純資産合計	13,043,000

第19期決算公告 令和8年1月5日
静岡県浜松市中央区天王町673
パイフォトニクス株式会社
代表取締役 池田 貴裕
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 644,906
	固定 資産 67,805
資 産 合 計	712,712
負純 資産 及の び部	流動 負債 97,829
	固定 負債 9,897
	株主 資本 604,986
	資本 利益 93,400
	利益 剰余金 55,000
	その他 利益 剰余金 55,000
	△1,296,151
	△1,296,151
	(124,145)
合 計	712,712

第42期決算公告 令和8年1月5日
東京都港区海岸一丁目6番1—1208号
株式会社オズミック
代表取締役 大倉 節子
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	2,238
	資 産 合 計 2,238
負純 資産 及の び部	流動 負債 25,156
	負債合計 25,156
合 計	2,238

第65期決算公告 2026年1月5日
東京都文京区本郷一丁目19番6号
株式会社太平ビルケア
代表取締役 伊東 政志
貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 6,193,658
	固定 資産 1,818,345
資 産 合 計	8,012,003
負純 資産 及の び部	流動 負債 3,794,077
	固定 負債 396,000
	株主 資本 3,795,328
	資本 利益 96,000
	△3,766,860
	△24,000
	△3,742,860
	(395,636)
	△67,532
	△26,597
合 計	8,012,003

第78期決算公告 令和8年1月5日
名古屋市昭和区吹上町二丁目9番地9
株式会社毛糸会館
代表取締役 遠山 卓郎
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	368,293
	固定資産	832,006
	合計	1,200,299
負純 資 産 及 の び部	流动負債	8,974
	固定負債	41,669
	株主資本	1,149,655
	利益剰余金	12,000
	利益準備金	1,181,605
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,000
	自己株式	1,178,605 (21,924)
	合計	△43,950
		1,200,299

第33期決算公告 令和8年1月5日
静岡県富士宮市小泉2252番地の11
株式会社日誠電工
代表取締役 日原 誠
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	168
	固定資産	1,155
	合計	1,324
負純 資 産 及 の び部	流动負債	109
	固定負債	936
	株主資本	277
	利益剰余金	30
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	247
	自己株式	247 (41)
	合計	1,324

第1期決算公告 令和8年1月5日
静岡県富士宮市小泉2217番地の1
株式会社日誠ホールディングス
代表取締役 日原 誠
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	8,251
	固定資産	2,810
	合計	325
負純 資 産 及 の び部	流动負債	136
	固定負債	2,800
	株主資本	8,450
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△1,549 △1,549 (1,549)
	合計	11,386

第17期決算公告 令和8年1月5日
三重県三重郡菰野町大字菰野1325番地
バイオコモ株式会社
代表取締役 福村 正之
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	152,737
	固定資産	10,538
	資産合計	163,275
負純 資 産 及 の び部	流动負債	130,472
	固定負債	24,850
	株主資本	7,953
	資本剰余金	181,500
	資本準備金	158,500
	利益剰余金	158,500
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△332,047 △332,047 (△14,269)
	負債・純資産合計	163,275

第55期決算公告 令和8年1月5日
愛知県津島市越津町字梅之木28
株式会社ユタカ電子
代表取締役 村岡 文洋
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,884
	固定資産	1,265
	合計	0
負純 資 産 及 の び部	流动负债	213
	固定负债	224
	株主資本	2,713
	利益剰余金	20
	利益準備金	2,693
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5 2,688 (223)
	合計	3,150

第10期決算公告 令和7年11月17日
愛知県東海市大田町下浜田1008番地
株式会社アットプランニング
代表取締役 阿知波敏宏
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	19,999
	固定資産	15,411
	合計	35,411
負純 資 産 及 の び部	流动负债	11,128
	固定负债	26,335
	株主資本	△2,052
	利益剰余金	1,000
	利益準備金	△3,052
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△3,052 (350)
	合計	35,411

第6期決算公告 令和8年1月5日
東京都渋谷区渋谷二丁目10番6号
株式会社イグナイトマネージメント
代表取締役 深川 誠二
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	186,311
	固定資産	7,648
	資産合計	193,960
負純 資 産 及 の び部	流动负债	77,953
	固定负债	200,737
	株主資本	△84,730
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	△114,730
	利益剰余金	800
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△115,530 (48,139)
	負債・純資産合計	193,960

2024年度決算公告 2026年1月5日
東京都中央区京橋一丁目4番14号
TOKIビル5階
公益社団法人日本放射線腫瘍学会
理事長 宇野 隆
貸借対照表の要旨(2025年8月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	297,643,135
	固定資産	25,987,881
	合計	323,631,016
負純 資 産 及 の び部	流动负债	88,622,866
	固定负债	777,920
	株主資本	△9,400,786
	一般正味財産	217,285,562
	指定正味財産	16,944,668
	正味財産合計	234,230,230
	合計	323,631,016

第44期決算公告 令和8年1月5日
沖縄県うるま市字州崎13番地23
株式会社アクロラド
代表取締役 エルウッド・ジョン
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,734,515
	固定資産	4,504,648
	資産合計	6,239,163
負純 資 産 及 の び部	流动负债	2,801,139
	固定负债	3,830
	株主資本	3,434,194
	利益剰余金	100,000
	利益準備金	896,553
	利益準備金	2,437,641
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	25,000 2,412,641 (218,898)
	負債・純資産合計	6,239,163

第36期決算公告 2026年1月5日
東京都千代田区神田淡路町一丁目1番1号
株式会社メディックス
代表取締役 小林 淳一
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	1,740,173,508
	固定資産	902,072,059
	資産合計	2,642,245,567
負純 資 産 及 の び部	流动负债	1,145,762,992
	固定负债	10,824,000
	株主資本	42,741,485
	資本剰余金	1,453,741,090
	資本準備金	93,003,600
	利益剰余金	1,360,737,490
	利益準備金	317,000
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,360,420,490 (1,988,174)
	負債・純資産合計	2,642,245,567

第3期決算公告 令和7年12月5日
東京都港区虎ノ門3-18-19
株式会社Ne o Re a l X
代表取締役社長 安藤 聖泰
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	69,380
	固定資産	6,003
	有形固定資産	6,003
	資産合計	75,383
負純 資 産 及 の び部	流动负债	13,177
	株主資本	62,206
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	90,000
	利益準備金	△117,793
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△117,793 (85,078)
	負債・純資産合計	75,383

第7期決算公告 令和8年1月5日
東京都渋谷区渋谷二丁目10番6号
株式会社ロックフォール
代表取締役 深川 誠二
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,166
	固定資産	126,900
	資産合計	128,066
負純 資 産 及 の び部	流动负债	9,497
	株主資本	118,568
	資本剰余金	104,500
	資本準備金	17,000
	利益剰余金	△2,931
	利益準備金	800
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△3,731 (591)
	負債・純資産合計	128,066

第47期決算公告

令和8年1月5日

東京都千代田区麹町三丁目7番地4
株式会社販売促進研究所

代表取締役 町田 正一

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	182,240	流动負債	43,662
固定資産	44,839	固定負債	15,362
		役員退職慰労引当金	6,769
		株主資本	166,926
		資本剰余金	20,000
		利益準備金	147,026
		その他利益剰余金	1,557
		(うち当期純利益)	145,469
		自己株式	(12,357)
		評価・換算差額等	△100
		その他有価証券評価差額金	1,128
資産合計	227,079	負債・純資産合計	227,079

第21期決算公告

令和7年12月24日

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社ギャプライズ

代表取締役 甲斐 亮之

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,588,163	流动負債	1,076,014
固定資産	30,904	引当金	22,060
		のれん	1,053,954
		負債	227,842
		株主資本	315,212
		資本剰余金	20,000
		利益準備金	1,700
		資本剰余金	1,700
		利益準備金	294,196
		その他利益剰余金	294,196
		(うち当期純利益)	(11,162)
資産合計	1,619,068	自己株式	△684
		負債・純資産合計	1,619,068

第8期決算公告

令和8年1月5日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階

SOCIIDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社

代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (平成31年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	170,451	流动負債	351,823
固定資産	160,985	固定負債	1,127,407
		有給休暇引当金	4,267
		株主資本	△1,152,060
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	2,000
		その他利益剰余金	△1,162,060
		(うち当期純利益)	(28,143)
合計	331,437	合計	331,437

第7期決算公告

令和8年1月5日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階

SOCIIDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社

代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (平成30年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	131,529	流动負債	423,697
固定資産	163,438	固定負債	1,047,936
		有給休暇引当金	3,537
		株主資本	△1,180,204
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,190,204
		その他利益剰余金	△1,190,204
		(うち当期純損失)	(316,375)
合計	294,967	合計	294,967

第10期決算公告

令和8年1月5日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号

日本橋三丁目スクエア11階

SOCIIDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社

代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (令和3年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	157,606	流动負債	61,315
固定資産	72,786	固定負債	1,375,599
		その他の引当金	2,885
		株主資本	△1,206,522
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,216,522
		その他利益剰余金	△1,216,522
		(うち当期純損失)	(111,669)
合計	230,393	合計	230,393

第9期決算公告

令和8年1月5日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号

日本橋三丁目スクエア11階

SOCIIDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社

代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (令和2年2月29日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	164,833	流动負債	182,419
固定資産	119,000	固定負債	1,193,694
		有給休暇引当金	2,573
		株主資本	△1,094,852
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,104,852
		その他利益剰余金	△1,104,852
		(うち当期純利益)	(57,207)
合計	283,834	合計	283,834

決算公告

令和8年1月5日

千葉県鎌ヶ谷市東中沢三丁目24番7号

星建設株式会社

代表取締役 星 さゆり

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

資産の部	金額(千円)
流動資産	388,566
固定資産	468,973
合計	857,540
負純資産	33,475
株主資本	19,970
資本剰余金	803,514
利益準備金	20,000
その他利益剰余金	783,514
(当期純利益)	4,700
評価・換算差額等	778,814
合計	(12,324)
	580
	857,540

千葉県鎌ヶ谷市東中沢三丁目二四番七号

星建設株式会社
代表取締役 星 さゆり

な、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

金一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第57期決算公告

令和8年1月5日

栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3376番地

藤和那須リゾート株式会社

代表取締役社長 五十嵐弘樹

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

資産の部	金額(千円)
流動資産	2,516,848
固定資産	7,340,019
合計	9,856,867
負純資産	3,874,301
株主資本	3,463,918
資本剰余金	2,518,648
利益準備金	100,000
その他利益剰余金	2,418,648
(当期純利益)	25,000
合計	2,393,648
	(923,302)
	9,856,867

第46期決算公告

令和8年1月5日
千葉県市川市鬼高4丁目3番5号
京葉ガスエナジーソリューション株式会社
代表取締役 吉岡比呂志
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	8,689
流 動 資 產	5,123
固 定 資 產	
合 計	13,812
負純	4,309
負債	818
資本	8,685
資本	80
資本	8,605
資本	20
資本	8,585
資本	(41)
合 計	13,812

第 56 期 決 算 公 告

令和7年12月4日
宮崎県都城市花緑町8街区5号
江夏商事株式会社
代表取締役社長 岩崎和也
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	5,635,332 1,284,526
資 産 合 計	6,919,858
負純 資 産 及 の び部	3,585,386 322,154 2,984,407 10,000 2,974,407 2,500 2,971,907 (1,586,564) 27,910
負債・純資産合計	6,919,858

第 28 期 決 算 公 告

令和7年12月4日
宮崎県児湯郡新富町大字新田4180番地
宮崎サンフーズ株式会社
代表取締役社長 岩崎 和也
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 494,470
	固定資産 2,152,306
	資産合計 2,646,776
負純 資產 及の び部	流动負債 578,715
	固定負債 441,036
	資本金 1,627,024
負純 資產 及の び部	本益余金 90,000
	利益準備金 1,537,024
	その他利益剰余金 21,000
(うち当期純利益)	1,516,024
	(30,067)
負債・純資産合計	
	2,646,776

第5期決算公告

令和7年12月4日
鹿児島県いちき串木野市西薩町17番4
センターフーズ株式会社
代表取締役社長 岩崎 和也
貸付印本の裏面(令和7年1月20日現在)

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)		金額(千円)
資の 産部	資産	1,080,343
	合計	1,080,343
負純 資産 及の び部	流動資産	62,470
	固定資産	1,056,603
資産	負債	△38,730
	株主資本	10,000
及の び部	本利差益	△48,730
	その他利益	△48,730
資産	余剰金	(41,128)
	その他の損失	
負債・純資産合計		1,080,343

第52期決算公告 令和8年1月5日

愛知県安城市高棚町申畠 6番地1
株式会社神善
代表取締役 神谷 博之
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	841,595
	固定資産	712,348
合 計		1,553,947
負純 資 産 及 び部	流动負債	462,112
	固定負債	69,976
	定主資本	1,021,859
	資本剰余金	10,000
	利息支拂金	1,011,859
	利差益	2,500
	別途積立金	289,000
	繰越利益剰余金	720,359
	(うち当期純利益)	(65,198)
	合 計	1,553,947

決算公告

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反
107番地
株式会社大永水産
代表取締役 丹羽 崇弥
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

第 64 期 決 算 公 告

令和8年1月5日
名古屋市中川区二女子町六丁目15番地
株式会社角田製作所
代表取締役 角田 康洋
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

貞信対照表の要旨(令和6年12月31日現在)						
	科 目			金額(千円)		
資の 産部	流動資産	固定資産	合計	451,987	193,546	
	流动資本	固定資本	合計	174,902	301,716	
	純資産	純資産	合計	168,914	33,000	
負純 債資 産及 び部	流動負債	固定負債	合計	268,716	2,809	
	株主資本	資本金	合計	33,000	265,907	
	利益	余剰金	合計	2,809	(52,511)	
その他利益			合計	265,907		
(うち当期純利益)			合計	265,907		

第4期決算公告 令和8年1月5日
主取扱事務区新町4番22号

八坂府堺市堺区新町 4番22号
株式会社泓和
 代表取締役 住田美智子
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

資の 産部	流動	動延	資資	産産	17,469
	繰	延	資	産	142
負純 債資 産及 び部	流固	動定	負負	債債	17,611
	負債	債合	合計		554
株資 利益	主資	資本	本金	余金	17,057
	資本	剩餘	金	金	10,000
その 他の 利益	(うち)	当期利益		利益	7,057
	(うち)	当期利益		利益	(1,787)
純資產合計					17,057
負債・純資產合計					17,611

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千三百万円減少し
一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百萬円減少し五百
円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年二月十日であり、株
主総会の決議は、令和七年十二月十五日に終
了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

なお、最終貸倒寸詰表の要旨は正記のとおり

第57期決算公告 令和8年1月5日
鳥取県米子市夜見町325番地16

株式会社稻田本店

代表取締役 成瀬 以久

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	506,783
固定資産	1,899,062
合 計	2,405,846
負純資産及のび部	
流動負債	649,027
固定負債	1,179,375
株主資本	577,443
資本剰余金	25,000
利益剰余金	552,443
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(42,669)
合 計	2,405,846

第47期決算公告

令和7年12月4日

鹿児島県薩摩郡さつま町久富木4539番地1

ひなたライン株式会社

代表取締役社長 高橋剛

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	69,499
固定資産	130,096
合 計	199,596
負純資産及のび部	
流動負債	52,388
固定負債	116,261
株主資本	30,800
資本剰余金	10,000
利益剰余金	20,800
その他利益剰余金(うち当期純損失)	20,800
評価・換算差額等	(8,325)
合 計	145
負債・純資産合計	199,596

第35期決算公告

令和8年1月5日

名古屋市中村区則武一丁目9番9号ノリタケ第二ビル6階66号室
株式会社インター・テック

代表取締役 町野 文孝

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	32,642	流動負債	15,941
固定資産	5,157	固定負債	3,866
資産合計	37,799	株主資本	17,991
		資本剰余金	45,000
		本益準備金	5,000
		利潤準備金	5,000
		その他利益準備金(うち当期純利益)	△23,008
		自己株式	1,070
		合 計	△24,078
			(3,051)
資産合計	37,799	負債・純資産合計	△9,000

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月5日
名古屋市中村区則武一丁目九番九号ノリタケ第二ビル6階66号室

代表取締役 町野 文孝

第19期決算公告 令和8年1月5日
大阪市西淀川区千舟二丁目3番4号

株式会社テルテルアドバンス

代表取締役 川端 英典

貸借対照表の要旨(令和7年5月20日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	576,318
固定資産	157,931
資産合計	734,249
負純資産及のび部	
流動負債	133,814
固定負債	60
負債合計	133,874
株主資本	600,375
資本剰余金	10,000
利益剰余金	590,375
その他利益剰余金(うち当期純利益)	590,375
純資産合計	600,375
負債・純資産合計	734,249

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び内の全ての事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙及び丙はそれを承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和8年1月5日
兵庫県尼崎市塚口町三丁目一六番地の三(甲) 株式会社カワバタ
(乙) 有限会社川端商会
(丙) 株式会社テルテルアドバンス

代表取締役 川端 英典

第36期決算公告

令和8年1月5日

福井県敦賀市木崎6号1番地

F T E C 株式会社

代表取締役 奥出 利行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,017,114	流動負債	1,203,413
固定資産	729,129	貯金	105,000
		引当金	30,000
		工事補償引当金	281,248
		固定負債	153,998
		退職給付引当金	11,000
		建物修繕引当金	1,261,582
		株主資本	20,000
		資本剰余金	1,241,582
		利益剰余金	3,170
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,238,412
資産合計	2,746,244	負債・純資産合計	(117,127)

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社LUFT FUKUJI(住所福井県三方郡美浜町佐田六八号三七番地二)に対して当社の農業事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月5日
福井県敦賀市木崎6号1番地F T E C 株式会社
代表取締役 奥出 利行

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

<https://www.kango.go.jp>



資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し四百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第2期決算公告

令和7年12月4日

鹿児島県出水市野田町下名93番地

鹿児島サンフーズ株式会社

代表取締役社長 岩崎 和也

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	207,974
	固定資産	3,297,050
	資産合計	3,505,024
負純 資 産 及 の び部	流动負債	929,747
	固定負債	2,929,482
	株主資本	△354,204
	資本利益	10,000
	その他利益	△364,204
	(うち当期純損失)	△364,204
	負債・純資産合計	(349,975)
	負債・純資産合計	3,505,024

決算公告

令和8年1月5日

東京都足立区鹿浜七丁目7番17号

株式会社フロンティア

代表取締役 梁川 熱

貸借対照表の要旨

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	21,170
	資産合計	21,170
負純 資 産 及 の び部	流动負債	180
	負債合計	180
	株主資本	20,990
	資本利益	24,300
	その他利益	△3,309
	(うち当期純損失)	△3,309
	純資産合計	(243)
	負債・純資産合計	20,990
	負債・純資産合計	21,170

第15期決算公告

令和8年1月5日

新潟県南魚沼市長崎47番地3

株式会社三國大理石

代表取締役 佐谷 幸夫

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	4,587
	固定資産	3,304
	合計	7,892
負純 資 産 及 の び部	流动負債	2,273
	固定負債	9,857
	株主資本	△4,239
	資本利益	500
	その他利益	△4,739
	繰越利益	△4,739
	(うち当期純損失)	(1,058)
	合計	7,892

第19期決算公告

令和8年1月5日

新潟県南魚沼市長崎47番地3

三国トレーディング株式会社

代表取締役 佐谷 幸夫

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	15,733
	固定資産	3,663
	資産合計	19,397
負純 資 産 及 の び部	流动負債	14,512
	固定負債	7,417
	株主資本	△2,532
	資本利益	3,000
	その他資本利益	6,000
	利益	6,000
	その他利益	△11,532
	繰越利益	6,977
	(うち当期純利益)	△4,554
	合計	(888)
	合計	19,397

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第71期決算公告

令和8年1月5日

東京都千代田区神田東松下町39番地

東京広業株式会社

代表取締役 大島 修平

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	25,030
	固定資産	7,257
	資産合計	32,288
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,915
	固定負債	30,372
	株主資本	10,000
	資本利益	750
	その他資本利益	19,622
	利益準備金	850
	その他利益準備金	18,772
	(うち当期純利益)	(1,514)
	負債・純資産合計	32,288

第81期決算公告

令和8年1月5日

東京都千代田区神田東松下町39番地

株式会社協営商会

代表取締役 谷内 俊哉

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	227,122
	固定資産	1,512,503
	資産合計	1,739,625
負純 資 産 及 の び部	流动負債	103,535
	固定負債	139,321
	役員退職引当金	78,333
	退職給付引当金	60,988
	株主資本	1,496,769
	資本利益	10,000
	その他資本利益	1,486,769
	利益準備金	2,500
	その他利益準備金	1,484,269
	(うち当期純損失)	(5,027)
	負債・純資産合計	1,739,625

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	468
	固定資産	960
	基本財産	427
	その他の固定資産	532
	合計	1,429
負純 資 産 及 の び部	流动負債	117
	固定負債	626
	株主資本	124
	国庫補助等特別積立金	114
	その他の積立金	2
	次期繰越活動増減額	443
	(うち当期活動増減差額)	(62)
	合計	1,429

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	585
	固定資産	4,925
	基本財産	4,003
	その他の固定資産	921
	合計	5,510
負純 資 産 及 の び部	流动負債	373
	固定負債	3,004
	株主資本	328
	国庫補助等特別積立金	978
	その他の積立金	0
	次期繰越活動増減額	825
	(うち当期活動増減差額)	(6)
	合計	5,510

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を繼承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第12期決算公告

令和8年1月5日 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
SOCIEDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社
代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (令和5年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	231,832	流动負債	11,752
固定資産	63,354	賞与引当金	2,212
		固定負債	1,710,603
		有給休暇引当金	2,307
		株主資本	△1,427,169
		資本金	8,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,437,169
		その他利益剰余金	△1,437,169
		(うち当期純損失)	(212,440)
合計	295,186	合計	295,186

第11期決算公告

令和8年1月5日 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
SOCIEDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社
代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (令和4年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	193,503	流动負債	13,868
固定資産	55,525	固定負債	1,449,889
		有給休暇引当金	1,530
		株主資本	△1,214,729
		資本金	8,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,224,729
		その他利益剰余金	△1,224,729
		(うち当期純損失)	(8,206)
合計	249,028	合計	249,028

第14期決算公告

令和8年1月5日 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
SOCIEDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社
代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	194,054	流动負債	6,278
固定資産	57,368	賞与引当金	565
		固定負債	1,847,286
		有給休暇引当金	1,927
		株主資本	△1,602,142
		資本金	8,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,612,142
		その他利益剰余金	△1,612,142
		(うち当期純利益)	(98,291)
合計	251,422	合計	251,422

第13期決算公告

令和8年1月5日 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
SOCIEDAD TEXTIL LONIA JAPAN株式会社
代表取締役 マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・ブリエト
貸借対照表の要旨 (令和6年2月29日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	255,681	流动負債	22,408
固定資産	62,106	賞与引当金	3,418
		固定負債	1,978,435
		有給休暇引当金	2,786
		株主資本	△1,683,056
		資本金	8,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△1,693,056
		その他利益剰余金	△1,693,056
		(うち当期純損失)	(255,886)
合計	317,788	合計	317,788

令和7年9月期決算公告

令和8年1月5日 奈良県橿原市四条町827番地
社会医療法人平成記念会
理事長 青山 信房

貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	2,852	流动負債	2,479
固定資産	8,553	賞与引当金	240
有形固定資産	7,345	固定負債	5,812
無形固定資産	39	退職給付引当金	211
その他の資産	1,168	役員退職給付引当金	98
		積立金	3,113
		繰越利益積立金	3,113
資産合計	11,406	負債・純資産合計	11,406

損益計算書の要旨
(自令和6年10月1日)
(至令和7年9月30日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
事業収益	9,372	事業外収益	2
(うち本来業務)	(9,041)	事業外費用	74
(うち附帯業務)	(331)	経常損失	428
(うち収益業務)	(0)	特別利益	0
事業費用	9,729	特別損失	14
(うち本来業務)	(9,387)	税引前当期純損失	443
(うち附帯業務)	(342)	法人税・住民税及び事業税	0
(うち収益業務)	(0)	法人税等調整額	0
事業損失	357	当期純損失	443

第7期決算公告

令和7年12月4日 宮崎県宮崎市大塚町樋ノ口1971番地
江夏商事ホールディングス株式会社
代表取締役会長 江夏俊太郎
貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,680,980	流动負債	1,926,277
固定資産	6,960,267	固定負債	506,758
		株主資本	6,210,320
		資本金	70,000
		資本剰余金	607,100
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	557,100
		利益剰余金	5,727,164
		その他利益剰余金	5,727,164
		(うち当期純利益)	(1,056,615)
		自己株式	△193,944
		評価・換算差額等	△2,106
資産合計	8,641,248	負債・純資産合計	8,641,248

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

この度、咲新興業株式会社は、令和7年12月31日(水)で利用を終了しました「給油・洗車プリペイドカード」、「洗車プリペイドカード」、「給油・洗車チャージ式プリペイドカード」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】

給油・洗車プリペイドカード 5,000円/10,000円/20,000円
洗車プリペイドカード 3,000円/6,000円/12,000円
給油・洗車チャージ式プリペイドカード

【払戻しの申出期間】

令和8年1月5日(月)～令和8年3月31日(火)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

【お問い合わせ先】

咲新興業株式会社

〒672-8057 兵庫県姫路市飾磨区恵美酒147番地

電話 079-233-0615

受付時間 午前9時～午後5時まで(土・日・祝は除く)

合併公告

左記会社は合併して甲は、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することになりました。この合併に伴い、甲はその商号を株式会社ホンダ販売南東北と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和8年1月5日

宮城県石巻市大街道北二丁目一番五号

(甲) 株式会社ホンダカーズ宮城北

代表取締役 松田俊次朗

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字崖ノ上
三二番地二

(乙) 株式会社ホンダカーズ東白川

代表取締役 藤田千恵子

(内) 有限会社協大

代表取締役 大槻 哲生

(丁) 株式会社森谷モータース

代表取締役 森谷 純一

山形県東置賜郡川西町大字高山二四六七
番地

(戊) 株式会社バイパスホンダ

代表取締役 狩野慎一郎

山形県山形市高原町四一〇番地の四

(己) 株式会社ホンダカーズ石巻北

代表取締役 佐藤もり子

福島県いわき市植田町林内三六番地の二

(庚) 株式会社ホンダオートいわき

代表取締役 伊藤 誠児

福島県二本松市油井字下谷地八番地八

(辛) 株式会社ホンダプリモニューコム

代表取締役 加藤 智徳

智徳

第49期決算公告

令和8年1月5日

山形県山形市高原町410番地の4
株式会社バイパスホンダ

代表取締役 狩野慎一郎

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	213
固定資産	99
合 計	313
負純 資産 及の び部	
流動資本	163
固定資本	43
資本	106
利益	10
剰余金	96
利益	2
その他利益	93
(うち当期純利益)	(30)
合 計	313

第37期決算公告

令和8年1月5日

山形県東置賜郡川西町大字高山2467番地
株式会社森谷モータース

代表取締役 森谷 純一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	366
固定資産	610
合 計	977
負純 資産 及の び部	
流動資本	412
固定資本	151
資本	413
利益	30
剰余金	383
利益	383
その他利益	(18)
合 計	977

第30期決算公告 令和8年1月5日

宮城県石巻市大街道北二丁目1番15号

株式会社ホンダカーズ宮城北

代表取締役 松田俊次朗

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	2,035
固定資産	1,524
合 計	3,560
負純 資産 及の び部	
流動資本	1,087
固定資本	455
資本	2,017
剰余金	30
利益	1,997
準備金	7
その他利益	1,989
剰余金	(164)
自己株式	△10
合 計	3,560

第42期決算公告

令和8年1月5日

福島県相馬市中村字川沼197番地

有限会社協大

代表取締役 大槻 哲生

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	508	流動負債	485
固定資産	706	固定資本	283
		資本	445
		剰余金	85
		準備金	61
		金	61
		利	304
		益	2
		剰余金	302
		金	(70)
合 計	1,214	合 計	1,214

第22期決算公告

令和8年1月5日

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字崖ノ上32番地2

株式会社ホンダカーズ東白川

代表取締役 藤田千恵子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	536	流動負債	411
固定資産	1,708	固定資本	471
	2	資本	1,363
		剰余金	40
		その他資本剰余金	1,096
		利益	1,096
		剰余金	227
		その他利益剰余金	227
		(うち当期純利益)	(55)
合 計	2,246	合 計	2,246

第40期決算公告

令和8年1月5日

福島県二本松市油井字下谷地8番地8

株式会社ホンダプリモニューコム

代表取締役 加藤 智徳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	212
固定資産	436
合 計	648
負純 資産 及の び部	
流動資本	244
固定資本	228
資本	175
剰余金	10
利益	165
準備金	0
その他利益	165
(うち当期純利益)	(19)
合 計	648

第45期決算公告

令和8年1月5日

福島県いわき市植田町林内36番地の2

株式会社ホンダオートいわき

代表取締役 伊藤 誠児

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	282
固定資産	228
合 計	510
負純 資産 及の び部	
流動資本	293
固定資本	90
資本	127
剰余金	10
利益	117
準備金	117
その他利益	(15)
(うち当期純利益)	
合 計	510

第37期決算公告

令和8年1月5日

宮城県石巻市鹿又字中山11番地の5

株式会社ホンダカーズ石巻北

代表取締役 佐藤もり子

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	237
固定資産	183
合 計	421
負純 資産 及の び部	
流動資本	147
固定資本	103
資本	170
剰余金	6
利益	164
準備金	164
その他利益	(24)
(うち当期純利益)	
合 計	421